

甲賀市地域防災計画

(原子力災害対策編)



令和5年度

甲賀市防災会議

目次

第 1 部	原子力発電所事故災害対策計画	1
第 1 章	総則	1
第 1 節	計画の概要	1
第 2 節	計画の基礎とするべき災害の想定	3
第 3 節	原子力災害対策への市の基本方針	13
第 4 節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	15
第 2 章	災害事前対策	21
第 1 節	基本方針	21
第 2 節	情報の収集・連絡体制等の整備	22
第 3 節	災害応急体制の整備	26
第 4 節	市民等への情報伝達・相談体制の整備	28
第 5 節	市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有	30
第 6 節	緊急事態応急対策に従事する者に対する研修の実施等	31
第 3 章	緊急事態応急対策	32
第 1 節	基本方針	32
第 2 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	33
第 3 節	災害応急対策体制の確立	42
第 4 節	市民等への情報伝達・相談活動	49
第 5 節	退避及び避難計画	51
第 6 節	安定ヨウ素剤の予防服用	55
第 7 節	飲料水、飲食物の摂取制限等	56
第 8 節	他自治体への支援（避難者受入計画）	57
第 4 章	原子力災害中長期対策	65
第 1 節	基本方針	65
第 2 節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	65
第 3 節	影響調査の実施等	65
第 4 節	除染	65
第 5 節	風評被害等の影響の軽減	66
第 6 節	心身の健康相談体制の整備	66
第 7 節	物価の監視	66
第 8 節	各種制限措置の解除	66
第 2 部	放射性物質事故災害対策計画	67
第 1 章	総則	67
第 1 節	計画の目的	67
第 2 節	災害の想定	67
第 3 節	関係機関の役割	69
第 2 章	災害予防対策	72

第 1 節	基本方針	72
第 2 節	情報の収集・伝達手段の整備	72
第 3 節	保安管理体制の徹底	72
第 4 節	災害応急体制の整備	73
第 5 節	教育訓練・市民啓発	73
第 3 章	災害応急対策	75
第 1 節	基本方針	75
第 2 節	応急活動体制の確立	75
第 3 節	市民の安全確保	77
第 4 節	複合災害時の留意点	78
第 5 節	地中等から放射性物質が発見された場合の対応	79
第 4 章	災害事後対策	80
第 1 節	基本方針	80
第 2 節	現場の安全確認	80
第 3 節	環境汚染の復旧	80
第 4 節	災害調査報告	81
参考資料		82
参考資料 1	原子力災害の基礎知識	82
参考資料 2	飲食物摂取制限に関する指標	92

第 1 部 原子力発電所事故災害対策計画

第 1 章 総則

第 1 節 計画の概要

第 1 計画の目的

- 1 この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。)に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に関し、甲賀市(以下「市」という。)が実施すべき予防対策、応急対策及び事後対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務を遂行することにより、原子力災害から安心・安全な市民生活を確保することを目的とする。
- 2 1 に掲げる原子力事業所以外の原子力事業所における放射性物質又は放射線の異常な水準での事業所外への放出及び核燃料物質等の輸送中における放射性物質又は放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。

第 2 計画の性格

この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」、「滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)」を十分に尊重した上で作成されたものである。

なお、本計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原子力発電所事故の検証など新たな知見及び原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の見直しの内容を踏まえ今後検討する。

第 3 市地域防災計画との整合性

この計画は、「市地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「市地域防災計画」によるものとする。

また、市外からの広域避難の受入れ等、滋賀県(以下「県」という。)から随時なされる要請事項については、「県地域防災計画(原子力災害対策編)」によるものとする。

第 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国の防災基本計画の修正や、原子力災害対策指針の改定が行われた場合、県地域防災計画又は市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。

また、市は、原子力災害に関する地域防災計画の作成又は修正に際しては、県の協力を得るものとする。

第 5 計画の周知徹底

この計画は、県、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第 6 計画の修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第 2 節 計画の基礎とすべき災害の想定

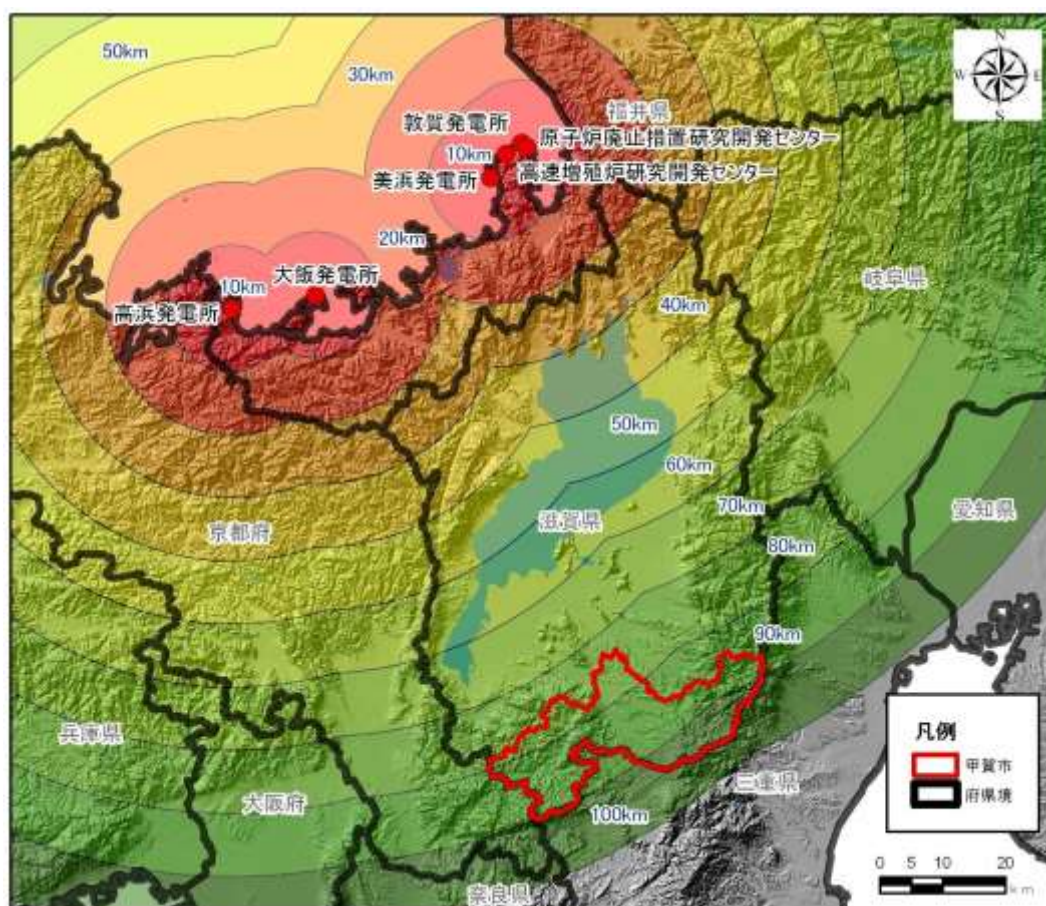
この計画の作成及び修正並びにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づく。

第 1 市の地域特性等

1. 周辺地域における原子力事業所の立地状況

県北部と隣接する福井県には、4 市町(敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町)に 6 つの原子力事業所が所在し、計 15 の原子力施設が設置されている。また、県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約 13km の位置関係にある。

本計画の対象地である市は、福井県に立地する原子力施設から、概ね 80 km の距離に位置している。



< 原子力事業所の立地状況 >

2. 気象

福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く(約 40%)、次いで北から北北西の風が多く(約 25%)吹いている。弱い風(3m/s 未満)を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期(6～8 月)は南南東の風が約 45%、また、冬期(12～2 月)は北から北北西の風が約 40%の割合で吹いている。年平均風速は、平年値で 4.1m/s である。

福井県境の県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約 55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約 30%を占める。夏期は東から東南東の風が約 25%と最も多く、北西の風は 10%程度となっている。(気象庁の観測所データの平年値(1991 年～2020 年)を使用。)

■ 計画の対象となる原子力事業所

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉 ふげん	高速増殖原型炉 もんじゅ
事業者名	日本原子力発電株式会社		国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構
所在地	敦賀市明神町 1		敦賀市明神町 3	敦賀市白木 2 - 1
設置番号	1 号炉	2 号炉	—	—
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水 炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0 万 k W	342.3 万 k W	55.7 万 k W	71.4 万 k W
電気出力	35.7 万 k W	116.0 万 k W	16.5 万 k W	28.0 万 k W
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	—	—
本格運転開始 年月日	S45.3.14 H27.4.25 運転終了	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	H30.3.28 に 廃止措置計画認可

事業所名	美浜発電所
事業者名	関西電力株式会社

所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1 万 k W	145.6 万 k W	244.0 万 k W
電気出力	34.0 万 k W	50.0 万 k W	82.6 万 k W
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約 40 トン	約 48 トン	約 72 トン
本格運転開始 年月日	S45.11.28 H27.4.27 運転終了	S47.7.25 H27.4.27 運転終了	S51.12.1

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島 1			
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉	4 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3 万 k W	342.3 万 k W	342.3 万 k W	342.3 万 k W
電気出力	117.5 万 k W	117.5 万 k W	118.0 万 k W	118.0 万 k W
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン
本格運転開始 年月日	S54.3.27 H30.3.1 運転終了	S54.12.5 H30.3.1 運転終了	H3.12.18	H5.2.2

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦 1			
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉	4 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	244.0 万 k W	244.0 万 k W	266.0 万 k W	266.0 万 k W
電気出力	82.6 万 k W	82.6 万 k W	87.0 万 k W	87.0 万 k W

燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料 ウラン・プルト ニウム混合酸化 物燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料 ウラン・プルト ニウム混合酸化 物燃料
燃料装荷重量	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン
本格運転開始 年月日	S49. 11. 14	S50. 11. 14	S60. 1. 17	S60. 6. 5

第 2 前提となる事態の想定（県大気シミュレーション）

この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件で行われた県の想定に基づくものとする。なお、放射性物質の拡散予測については、県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用している。

1. 前提条件

(1) 放射性物質

国の旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び、揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

① キセノン

原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機及び、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、2 号機で $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3 号機で $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ と試算されている。

そこで、放出量はもっとも放出量の高い 3 号機の $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。

② ヨウ素

（独）日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で $1.0 \times 10^{16} \text{Bq/h}$ の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、 $2 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出、13 時から 17 時まで $4 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が 6 時間で放出されたものとする。

(3)放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

(4)排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所 1 号機の排出塔の高さを踏まえ、44m～73m とする。

(5)拡散予測を行う日の選定

平成 22 年(2010 年)のアメダスデータをもとに、県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを元に、日中 9 時から 15 時までの間で、県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い($\sim 1\text{m/s}$)日を選定する。

(6)積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率 1 日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

(7)被ばく量の計算方法

(6)にて計算された積算線量をもとに、屋外 8 時間、屋内 16 時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

2. 予測される影響

(1)原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Planning Zone) が定められており、PAZ の範囲の目安については、原子力施設から概ね半径 5km、UPZ の範囲の目安については、原子力施設から概ね 30km とされている。

(2)県が実施した大気シミュレーションを行った結果は以下のとおりであった。希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は 10mSv を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

①日本原子力発電(株)敦賀発電所からの場合

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から半径 43km となった。

一方、国際原子力機関:International Atomic Energy Agency(以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である、甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、

16 市町におよび、最大距離は敦賀発電所から半径 79km となった。

(※「プルーム」とは、煙・雲の意味。以下、気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を「放射性プルーム」という。)

②関西電力(株)美浜発電所からの場合

美浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から半径 42km となった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18 市町におよび、最大距離は美浜発電所から半径 89 km となった。

③関西電力(株)大飯発電所からの場合

大飯発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径 32km となった。

一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径 63 km となった。

④関西電力(株)高浜発電所からの場合

高浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が 100mSv～500mSv の範囲となる地域はない。

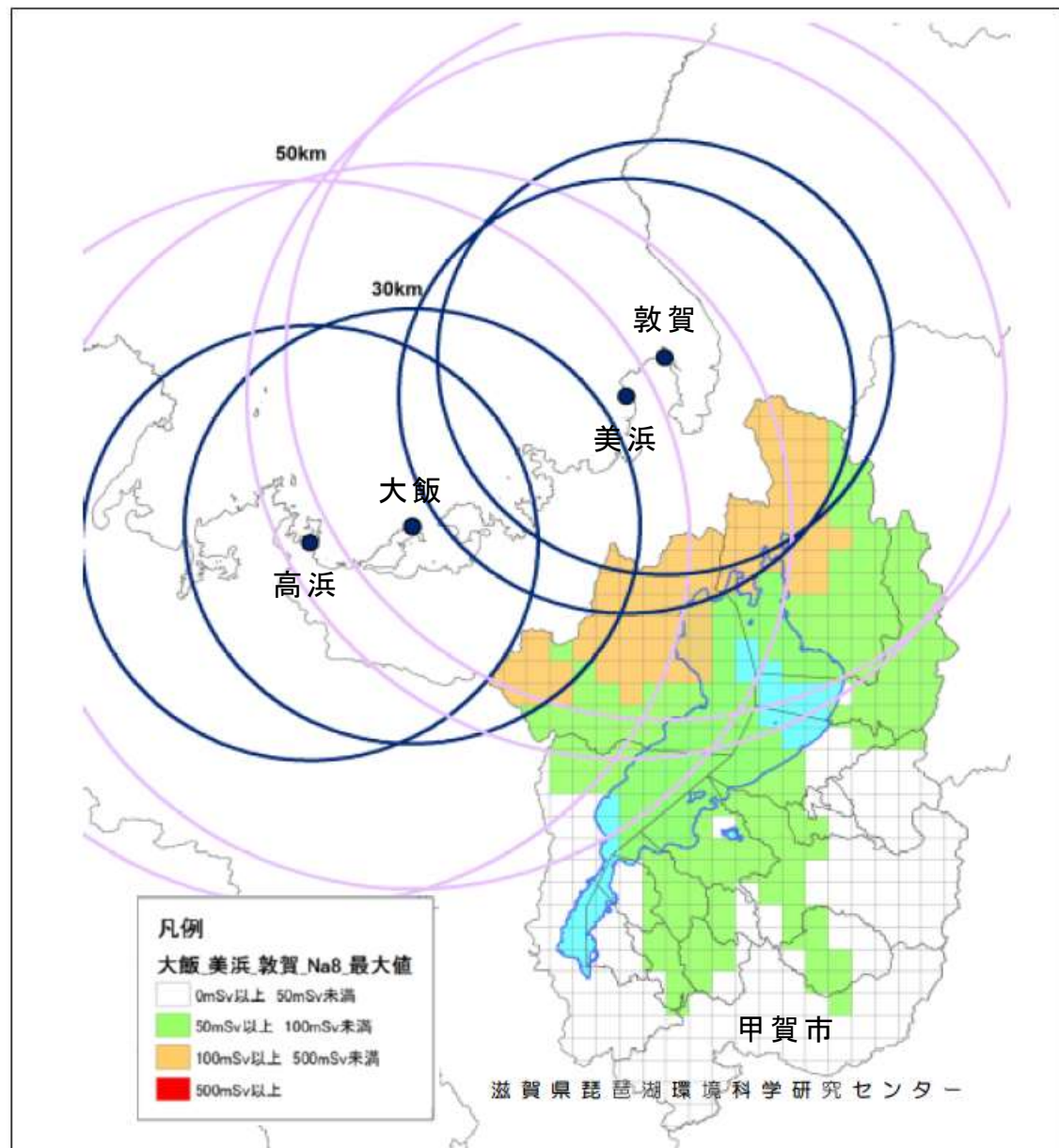
また、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

⑤総合考察

上記の結果から、半径 30～50 km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測される。

市においては、市の大半が 0 mSv～50 mSv であるが、一部地域に 50mSv～100mSv が予測され、市は、原子力災害対策指針に定める防護措置基準に基づき、必要に応じて、住民の自宅等への屋内退避等を考慮する必要があると判断される。

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



予測の前提条件

- ① 放出量：ヨウ素 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$
- ② 放出時間：6 時間
- ③ 排出高さ：第3 層（約44m～73m）
- ④ 放出想定発電所：日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、
関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所
- ⑤ シミュレーション日の選定：2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を選定
- ⑥ 積算線量の計算方法：第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
- ⑦ 滞在時間：屋外8 時間、屋内16 時間
- ⑧ 図示方法：美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

第3 琵琶湖への影響予測

- 1 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成24年度から平成25年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行った。
- 2 平成23年度に実施した放射性ヨウ素等の拡散予測と同様、福島第一原子力発電所の事故において、最も放出量が多かった平成23年3月15日の状況を想定して、関西電力(株)美浜発電所及び同社大飯発電所を放出想定発電所として、ヨウ素131、セシウム137及びセシウム134について、事故後24時間における湖面及び流域への沈着量を予測した。予測の対象とした期間は平成22年度～平成24年度であるが、このうち四半期ごとに琵琶湖流域への沈着量が最も多くなる日時を選定し、これを琵琶湖への影響予測を行う日時とした。

その上で、当該期間における沈着量の予測及び気象条件をもとに、放射性物質の流域から琵琶湖への流入及び琵琶湖内での挙動を予測した。計算期間は水道原水等への比較的短期間の影響を予測するため、放出が生じてから3ヶ月間とした。また琵琶湖水については、より安全側に立って、半減期が約2年と短いセシウム134を、セシウム137（半減期約30年）とみなして、シミュレーションを行った。

なお、前提とした放出量（6時間かけて放出）は以下のとおり。

- ① セシウム137 $2.4 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ② セシウム134 $2.9 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ③ ヨウ素131 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$

- 3 影響予測を行った結果は以下のとおりであった。

【地表面への沈着】

- ① 福島第一原子力発電所から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万 Bq/m^2 を超える地域が、高島市等で見られた。
- ② 放射性セシウム及び放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準（OIL2）に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準OIL6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、摂取制限基準である 200Bq/kg を超える水域が見られた。放射性

ヨウ素では北湖で 10 日間程度、南湖では 7 日間程度、摂取制限基準である 300Bq/kg を超える水域が見られた。

なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。

第 4 原子力災害対策指針

＜原子力災害対策重点区域の範囲＞

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action Zone)	確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。
UPZ 外	UPZ 内外にかかわらず、事態の進展等に応じて屋内退避を実施する。また、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

※EAL（Emergency Action Level）とは、緊急時活動レベルのこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する。

※OIL（Operation Intervention Level）とは、運用上の介入レベルのこと。環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する。

第 3 節 原子力災害対策への市の基本方針

第 1 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

市は、原子力発電所から概ね 80km 程度離れているが、国の原子力災害対策指針、県計画等を踏まえて、放射性物質の放出後については UPZ における対応と同様、原子力災害対策指針に定める OIL と防護措置に基づく基準と照らし合わせ、OIL の値を超える地域を特定し、必要に応じて、段階的に避難や屋内退避等を実施する。

第 2 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の市民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、市は県と連携し、市民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

1. 迅速な情報収集・伝達と市民等に対する情報伝達

市は、重大な事故が発生した場合、県からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等の情報を迅速に把握し、市民に的確に伝達するよう努める。

2. 環境放射線モニタリングの情報提供

市は県と連携し、環境放射線ポータルサイト等を通じて、市民にモニタリング結果についてわかりやすく提供することに努める。

3. 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- ①市民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、市は県と連携し、市の広報番組や、出前講座の開催等の充実に努める。
- ②放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、市は県と連携し、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、わかりやすい情報提供に努める。
- ③学校教育の場においても、市は県と連携し、原子力災害に関する知識の普及に努める。

4. 緊急事態応急対策に従事する者に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県や国の機関等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて、緊急時モニタリング要員や原子力災害医療活動要員など緊急事態応急対策に従事する者の資質向上に努める。

5. 防災訓練の実施

原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから必要な訓練を実施し、市民の防災意識の高揚に努める。

6. 相談体制の整備

原子力に係る重大な事故が発生した場合、市民等からの問い合わせに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、国や県、専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。

第 4 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、消防、県、県警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、県計画において、市は「関係周辺市以外の市町」と位置付けられているが、放射性プルームによる影響等により、一時的に放射線量が高くなる恐れもあるため、市の業務の大綱としては、以下に掲げる所掌内容とする。

1. 甲賀市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する組織の整備
- (3) 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- (4) 原子力防災に関する教育・訓練
- (5) 通信・連絡網の整備
- (6) 災害状況の把握及び伝達
- (7) 災害対策本部等に関する事務
- (8) 緊急時における国、県等との連絡調整
- (9) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力
- (10) 広報
- (11) 退避及び避難に関する計画に関すること
- (12) 市民の退避・避難、立入制限、救助等
- (13) 飲食物等の摂取制限等
- (14) 職員の被ばく管理
- (15) 汚染の除去等
- (16) 風評被害等の影響の軽減
- (17) 市民相談体制の整備
- (18) 関係周辺市（長浜市、高島市）の応援
- (19) 避難誘導の援助
- (20) 広域避難所の開設
- (21) その他、県の行う原子力防災対策に対する協力

2. 甲賀広域行政組合消防本部

- (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報収集及び市・県等との初動の連絡調整
- (2) 消防対策本部等の設置
- (3) 住民の避難誘導・救助等
- (4) 救急搬送に関すること
- (5) 住民への緊急通報の伝達（広報）

- (6) 広域避難時の危険物・火薬類等に対する措置命令の発令
- (7) 職員の被ばく管理と汚染防護
- (8) 緊急消防援助隊の受入れに関すること
- (9) 県広域消防相互応援協定に基づく業務
- (10) 原子力災害・防護資機材の調達・整備に関すること

3. 滋賀県

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理
- (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収
- (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携
- (5) 原子力防災に関する組織の整備
- (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有
- (7) 原子力防災に関する教育・訓練
- (8) 通信・連絡網の整備
- (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備
- (10) 環境条件の把握
- (11) 災害状況の把握及び伝達
- (12) 県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務
- (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表
- (14) 広報
- (15) 住民の退避・避難、立入制限等
- (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請
- (17) 緊急時医療措置に関する事務
- (18) 飲食物等の摂取制限等
- (19) 緊急輸送及び必要物資の調達
- (20) 飲食物及び生活必需品の供給
- (21) 職員の被ばく管理
- (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ
- (23) 災害救助法の適用
- (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分
- (25) 広域応援の要請及び受入れ
- (26) ボランティアの受入れ
- (27) 汚染の除去等
- (28) 各種制限措置の解除
- (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (30) 風評被害等の影響の軽減
- (31) 住民相談体制の整備
- (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

- (33) 心身の健康相談体制の整備
- (34) 物価の監視
- (35) 関係周辺市（長浜市、高島市）及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力
- (36) 関係周辺市（長浜市、高島市）を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

4. 滋賀県警察

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) 警察職員の被ばく対策
- (6) その他災害警備に必要な措置

5. 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1 近畿管区警察局	(1) 管区内府県警察の指導、調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用
2 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2) 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査 (4) 国有財産の無償貸付
3 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局 (滋賀県拠点)	(1) 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供
5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	(1) 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること
6 近畿経済産業局	(1) 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等 (2) 被災産業調査・分析・支援 (3) 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
7 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1) 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定及び収用の協力要請

	(2)原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (3)原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 (4)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6)原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
8 大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	(1)気象状況の監視 (2)気象に関する資料・情報の提供
9 近畿総合通信局	(1)電波および有線電気通信の監理 (2)非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3)非常通信協議会の育成・指導 (4)原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5)原子力災害時における重要通信の確保 (6)災害対策用移動通信機器等の貸出し (7)情報伝達手段の多様化・多重化の促進
10 滋賀労働局	(1)原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償
11 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	(1)一般国道（指定区間）の管理 (2)直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3)応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (4)直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
12 近畿地方 環境事務所	(1)環境監視体制の支援に関すること (2)災害廃棄物の処理対策に関すること (3)家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 (4)危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

6. 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	(1)災害派遣要請に対する調整 (2)原子力災害時における人命及び財産の救護のための部隊の派遣 (3)県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

7. 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社 (京滋支社)	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	(1)原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 (滋賀県支部)	(1)医療救護 (2)こころのケア (3)救援物資の備蓄および配分 (4)災害時の血液製剤の供給 (5)義援金の受付および配分 (6)その他災害救護に必要な業務 (7)(1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施 ①復旧・復興に関する業務 ②防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報及び各種指示等の伝達
西日本高速道路株式会社 (関西支社) 中日本高速道路株式会社 (名古屋支社)	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
日本通運株式会社 (大津支店)	(1)災害対策用物資の輸送
関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 新型転換炉原型炉ふげん	(1)原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2)原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設及び設備の整備点検 (5)原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報及び報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県及び関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力

8. 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
近江鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
一般社団法人滋賀県医師会	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	(1)原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (2)原子力災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	(1)災害ボランティア活動の支援 (2)要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難支援への協力
株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報及び各種指示等の伝達
一般社団法人滋賀県LPガス協会	(1)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2)原子力災害時におけるLPガス供給と保安の確保

第 2 章 災害事前対策

第 1 節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。

市では、原子力災害に対して、事態の進展等に応じて屋内退避を実施する。また、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果をもとに、必要に応じて、飲食物の摂取制限を想定した対応を基本とする。

また、市は UPZ の範囲外に立地することからオフサイトセンターへの参集や緊急避難を実施することを前提としない。また、直接原子力事業者から情報提供がなされる立場になく、広域のモニタリング体制を有さないため、情報収集に関しては、県との連携が基本となる。

上記の点を踏まえ、災害予防対策として、以下の事項を中心に記載を行う。

- ・ 情報の収集・連絡体制等の整備（第 2 節）
- ・ 災害応急体制の整備（第 3 節）
- ・ 市民等への情報伝達・相談体制の整備（第 4 節）
- ・ 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有（第 5 節）
- ・ 緊急事態応急対策に従事する者に対する研修・防災訓練の実施等（第 6 節）

第 2 節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制整備等を図る。

第 1 原子力事業者の防災業務の把握

原子力事業者は、原子力事業所の運転等に当たり、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号）等の関係法令を遵守し、放射性物質又は放射線の放出等による原子力災害の防止について万全の措置を講ずる。

県は、関係法令に基づく原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかを常に把握するよう努める。

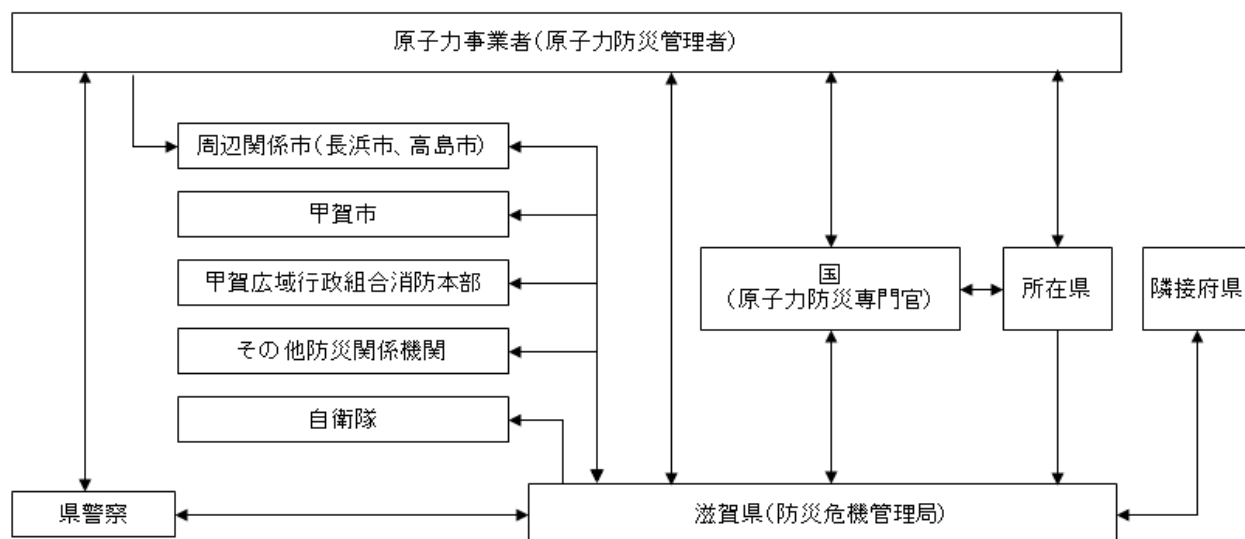
市は、原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかについて、県と連携し、情報共有するよう努める。

第 2 情報の収集・連絡体制の整備

1. 市と防災関係機関相互の連携体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係周辺市（長浜市、高島市）及びその他の市町、原子力事業所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者等の防災関係機関との間において事故等の状況、モニタリング結果及び屋内退避、避難その他の防護措置に関する情報等の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

■ 情報収集・連絡系統図



2. 情報収集・連絡要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

3. 連絡調整機関の設置

市は、県が設置する連絡調整機関に協力し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

4. 機動的な情報収集体制

市は、県が機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両などを活用する情報収集体制の整備に協力する。

第 3 情報の分析整理

1. 人材の育成・確保

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

2. 専門家による支援

市は、収集した情報の分析整理及び活動にあたり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援が受けられる体制の整備を図る。

3. 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等の推進に努める。

4. 防災対策上必要な資料の収集・蓄積

市は、県と協力して、応急対策の的確な実施にあたり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。

第 4 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網等の整備に努めるとともに、その操作方法等について習熟しておく。

1. 市と県との間の通信連絡網の整備

市は、県と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。

2. 移動通信系の機器の整備

市は、県、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等、移動通信機器の整備・維持に努める。

3. 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

4. 運用方法の習熟

市は、災害用に配備されている通信系機器については、県等の協力を得て、その運用方法について習熟に努める。

5. ネットワーク機器の停電対策

市は、ネットワーク機器等の停電対策の充実に努める。

第 5 モニタリング体制等

市は、必要に応じて、緊急時における原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による県内の環境への影響を評価するため、県が実施する平常時からの環境放射線モニタリングの体制整備、影響評価に用いる比較データの収集に協力する。

また、県が整備する緊急時モニタリングに協力する。

1. 緊急時モニタリング計画の作成への協力

市は、必要に応じて、県が策定する「緊急時モニタリング計画」、モニタリング体制の整備に協力する。

2. 平常時における環境放射線モニタリングへの協力

市は、必要に応じて、県が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力する。

3. 関係機関との協力体制の整備

市は、県と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第 6 避難収容活動体制等

1. 屋内退避及び避難誘導計画並びに広域避難受入計画

市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難等の防護措置を実施するまでの必要が生じるまでの間は、必要に応じて屋内退避を行うことを原則とし、避難者受入に関する

計画を作成する。

2. 避難所の整備

市は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知を図る。

第 3 節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1. 応急活動のための必要な体制

市は、県から重大なトラブルに関する通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についての関係職員への周知徹底を図る。

2. 職員参集体制の整備

市は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

3. 職員配備体制等の整備

市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 警戒配備体制等の整備

市は、県から重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

(2) 災害警戒本部体制等の整備

警戒事態の発生を認知した場合、原子力防災管理者から緊急時の通報を受けた場合、原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を受けた場合、又は副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めた場合により、県が災害警戒本部を設置した場合は、市は、直ちに副市長を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。

(3) 災害対策本部体制等の整備

市は、県が施設敷地緊急事態発生の通報等を受けた場合、原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡を受けた場合または内閣総理大臣が原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に県が災害対策本部を設置した場合は、市は、直ちに市長を本部長、副市長を副本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際意思決定については、判断の遅滞が生じないように、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、

意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

4. 県災害対策本部との情報共有体制

市は、県が職員を派遣する対策拠点施設(オフサイトセンター)において開催される現地事故対策連絡会議や、原子力緊急事態宣言の発出時に組織される原子力災害合同対策協議会からの情報を入手するため、県と情報共有体制を調整する。

第 2 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から県と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。

第 3 応援協力体制等

市は、緊急時における応急対策の実施にあたって、必要に応じ原子力事業者、国、他府県等からの応援及び協力が得られるよう、協力の内容等についてあらかじめ調整を行う。

第 4 専門家の確保等

市は、原子力防災の実施にあたり専門的、経験的見地からの支援が得られる専門家を確保するとともに、必要な手続きをあらかじめ定める。

第 5 医療機関との連携

原子力災害にかかる専門的な医療知識、資機材の取り扱いについて、専門家の助言等を参考とすると共に医療機関との連携に努める。

第 6 避難体制の整備

避難体制に関して、次の項目について検討し整備を促進する。

- (1) 屋内退避指示の基準や指示時期について検討し整備する。
- (2) 避難所や避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保体制を整備する。
- (3) 避難行動要支援者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保体制を整備する。
- (4) 警戒区域を設定する場合の計画を策定し、資機材や人員等の確保体制を整備する。
- (5) 避難所、避難方法の検討、屋内退避の方法等に関する日頃からの市民への周知を促進する。

第 7 緊急性が高い区域からの避難者受入れ体制の整備

緊急性が高い区域からの避難者受入れに関して、次の項目について検討し整備を促進する。

- (1) 市は、UPZにあたる区域から迅速・円滑に避難者の輸送を行うための広域的な交通

管理体制の整備に協力する。

- (2) 救護所あるいは避難受入れ施設での、速やかな受入れができるように体制を整備する。

第 8 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する勧告体制の整備

飲料水、飲食物の摂取制限等に関する勧告体制に関して、次の項目について検討し整備を促進する。

- (1) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備
- (2) 農林水産物の採取及び出荷制限に関する体制整備
- (3) 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の市民への供給体制の確保

第 9 除染体制の整備と除染実施計画の策定

市は、原子力災害発生後に行う必要がある除染に関する体制を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成25年5月）等を参考にして整備し、必要に応じ除染実施計画を策定する。

第 4 節 市民等への情報伝達・相談体制の整備

第 1 情報提供項目

市は、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、県が県下全域に向けて提供すべき情報の項目について把握し、市民へ情報伝達を行う。

■ 県が伝達を行う情報の項目

- ・ 原子力災害及び現地における応急対策の状況
- ・ 県下における影響の有無やその程度
- ・ 県や国等が講じている応急対策に関する情報
- ・ 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- ・ 環境放射線モニタリングシステムデータ
- ・ 環境試料モニタリングデータ
- ・ 原子力事業者の測定データ
- ・ 福井県原子力環境監視センターデータ
- ・ 京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
- ・ 原子力規制委員会放射線モニタリング情報
- ・ (国研)量子科学技術研究開発機構のサイト
- ・ (公財)原子力安全研究協会のサイト 等

また、県は環境放射線モニタリングの情報提供のため環境放射線ポータルサイトの整備に努める。

第 2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備

市は、防災無線、市地域情報基盤、ホームページなど様々な広報媒体を併用するとともに地域コミュニティを活用するなど、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第 3 避難行動要支援者への情報伝達

市は、原子力災害の特殊性を考慮して、県と連携し、高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる避難行動要支援者及び一時滞在者への情報伝達について、周辺市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から円滑に情報伝達できる体制の整備に努める。

なお、在宅避難行動要支援者に対しては同居人への連絡体制が整備され、独居在宅避難行動要支援者に対しては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、国際交流協会等と連携した情報伝達体制の整備がなされるよう、必要な協力を行う。

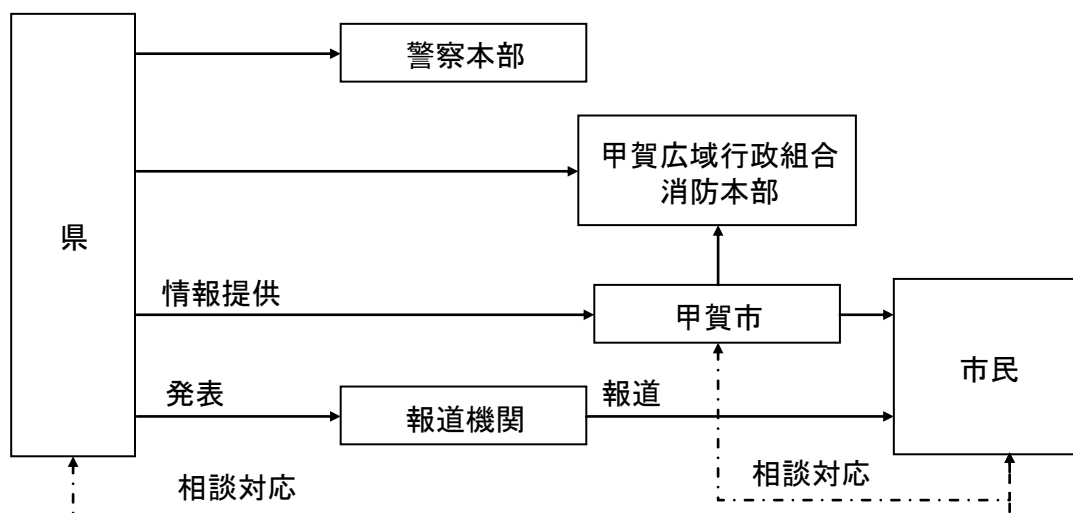
第 4 メディアの活用

市は、県と連携し、市全域に向けての広報等、広域的な情報提供において放送機関、通信社等の報道機関との連携を図るとともに、インターネット等の多様なメディアの活用に努める。

第 5 相談窓口の整備

市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定めておく。

■ 情報伝達経路図



第 5 節 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有

第 1 広報活動の項目

市は、県と連携し、県警察、国、原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と情報共有のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力事業所の概要に関すること
- ③ 避難等施設の位置
- ④ 原子力災害とその特性に関すること
- ⑤ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑥ 本市の平常時における環境放射線の状況に関すること
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧ 屋内退避や避難に関すること
- ⑨ 安定ヨウ素剤の服用に関すること
- ⑩ 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- ⑪ 避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること
- ⑫ 放射性物質による汚染の除去に関すること

第 2 県からの助言

市は、市民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及に関し、県から必要な助言を受ける。

第 6 節 緊急事態応急対策に従事する者に対する研修の実施等

第 1 緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国及び県等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ県等と連携して、以下に掲げる事項等について、市職員に対する研修を実施する。

なお、研修内容については、福島第一原子力発電所事故による新たな知見も考慮する。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力事業所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 放射性物質及び放射線のモニタリング実施及び機器を含む防護対策上の諸設備に関すること
- ⑥ 緊急時に、県や国等が講じる対策の内容
- ⑦ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑧ 放射線被ばく医療に関すること
- ⑨ その他緊急時対応に関すること

第 2 防災訓練の実施等

市は、県等の支援のもと、以下に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。

- ① 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- ② 緊急時通信連絡訓練
- ③ 市民等に対する情報伝達訓練

第 3 章 緊急事態応急対策

第 1 節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

一方、事態の進展によっては、市でも、必要に応じて、屋内退避、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。

また、市は UPZ の範囲外に立地することからオフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）への参集や緊急避難を実施することを前提としない。また、直接原子力事業者から情報提供がなされる立場になく、広域のモニタリング体制を有さないため、情報収集に関しては、県との連携が基本となる。

上記の点を踏まえ、災害応急対策として、以下の事項を中心に記載を行う。

- ・ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保（第 2 節）
- ・ 災害応急対策体制の確立（第 3 節）
- ・ 市民等への情報伝達・相談活動（第 4 節）
- ・ 退避及び避難計画（第 5 節）
- ・ 安定ヨウ素剤の予防服用（第 6 節）
- ・ 飲料水、飲食物の摂取制限等（第 7 節）

なお、本計画の応急対策は、原子力災害が単独で発生した場合の対応を中心に記載している。しかし、原子力災害は、地震などの大規模自然災害等と複合して発生する可能性がある。地震などの災害に対しては、共通編（地震・風水害・土砂災害編）に準じた対応を行うものであるが、ここでは、複合災害時の視点から、各応急対策における留意点を示した。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 情報の収集における基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、国の防災基本計画（原子力災害対策編）等では、「情報収集事態」が定められている。

1. 情報収集事態

情報収集事態は、防災基本計画（原子力災害対策編）等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。

また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（P A Zを含む地方公共団体及びU P Zを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

2. 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

3. 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、U P Z内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷

地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。

4. 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、または最小化するためおよび確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ外においても、UPZ内と同様、屋内退避を行う必要がある。

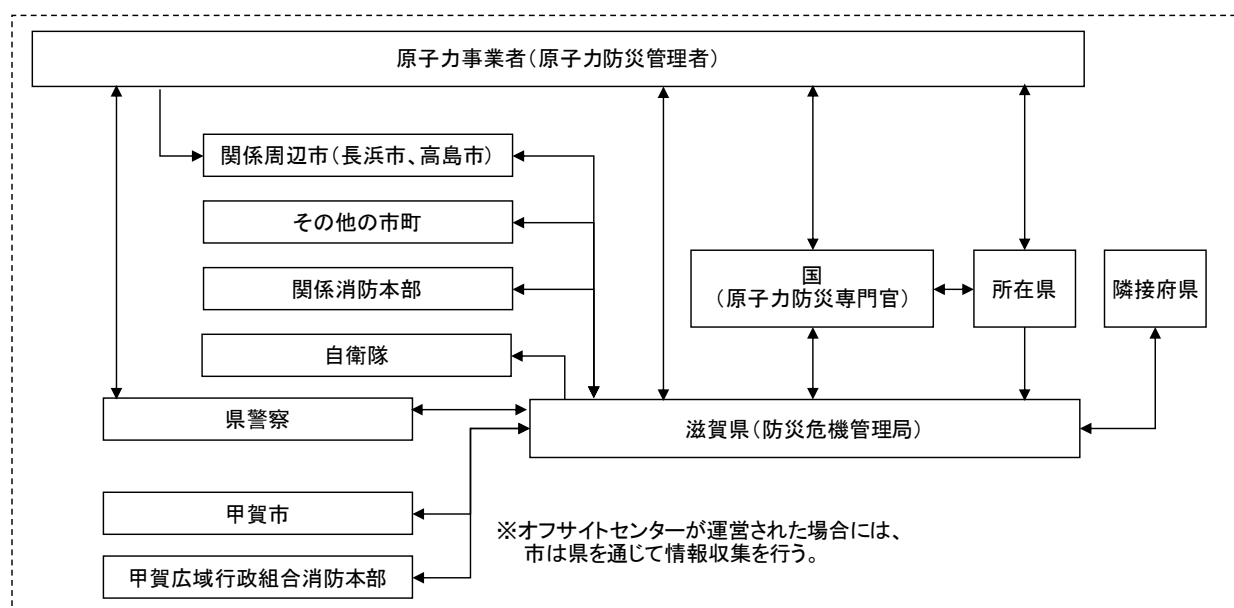
第2 具体的な基準

原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

〈緊急事態区分及びその判断基準となる EAL の概要〉

緊急事態区分	主な EAL
警戒事態	- 原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震 - 原子力事業所所在市町沿岸において大津波情報発表
施設敷地緊急事態	- 原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置の一部注水不能 - 全ての交流電源が喪失（30分以上継続） - 原子炉停止中に原子炉冷却機能が喪失
全面緊急事態	- 全ての非常用直流電源が喪失（5分以上継続） - 非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失 - 敷地境界の空間放射線量率が5 μ Sv/h 以上（10分以上継続）

■ 情報収集・連絡体制（オフサイトセンター運営時） 概念図



第3 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡

1. 情報収集事態が発生した場合

(1) 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

(2) 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。

市は、県から情報収集を行う。

2. 警戒事態が発生した場合

(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、関係地方公共団体その他関係機関等へ連絡することとされている。

(2) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、または原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難

者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

（注）施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロまたはハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

（3）県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

市は、県から情報収集を行う。

2. 施設敷地緊急事態発生等の通報

（1）原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書による通報をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

市は、県から情報収集を行う。

（2）原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

(3) 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

- ・ P A Z を含む市町村と同様の情報を U P Z を含む市に連絡
- ・ U P Z を含む市に連絡する際には、P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

(4) 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

第 4 応急対策活動情報の連絡等

1. 警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡後の経過報告

原子力事業者は、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡を行った後の経過状況等について、遅滞なく随時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。なお、この連絡は、県、関係周辺市（長浜市、高島市）及び原子力防災専門官に対し行うこととされている。

市は、県から情報収集を行う。

2. 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの報告

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に、施設の状況、応急対策活動及び事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に報告することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

(2) 国（原子力規制委員会）との連絡

県は、原子力規制庁（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとされている。

(3) 関係周辺市（長浜市、高島市）等との連絡

県は、関係周辺市（長浜市、高島市）等との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項を、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとされている。

市は、県から情報収集を行う。

The diagram illustrates the organizational structure and relationships for disaster response. At the top left is the '原子力事業者 (原子力防災管理者)' (Nuclear Power Business Operator / Nuclear Disaster Manager). To its right is the '県' (Prefecture). Further right are three boxes: '専門員' (Specialist), '関係市' (Related City), and '関係機関 甲賀市' (Related Organization / Kogakura City). Below the Prefecture is the '警察本部' (National Police Agency). At the bottom left is the '安全規制担当省庁 (原子力保安検査官等)' (Safety Regulation Agency / Nuclear Security Inspection Officer, etc.). At the bottom right is the '対策拠点施設 <オフサイトセンター> (原子力防災専門官)' (Countermeasure Base Facility / Off-site Center / Nuclear Disaster Specialist Officer, etc.). Arrows indicate the flow of information and personnel: from the Operator to the Prefecture, Police, and Safety Agency; from the Prefecture to the Specialist, Related City, Related Organization, and Off-site Center; from the Police to the Off-site Center; and from the Safety Agency to the Off-site Center. A dashed arrow labeled '職員派遣' (Staff Dispatch) points from the Prefecture to the Off-site Center.

(1) 国からの連絡

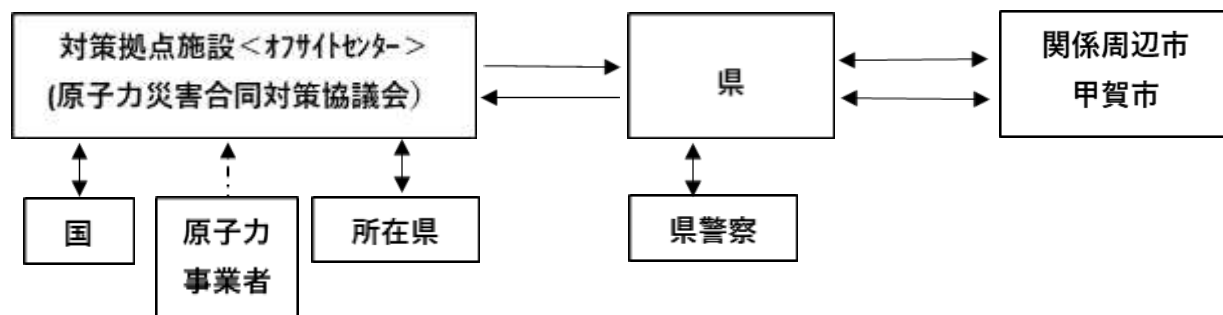
原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員等を通じて、原子力事業所および事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うこととされている。市は県から情報収集を行う。

県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況等に関する情報を随時連絡することとされている。

県は、関係周辺市（長浜市、高島市）等との間において、上記により把握した状況等を、必要に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にすることとされている。市は県から情報収集を行う。

■連絡系統図（原子力緊急事態宣言発出後）



第 5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

1. 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局（モニタリングポスト）の監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係周辺市等に必要に応じ連絡する。

2. 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、原子力事業者と連携して平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。

また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告する。

(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げることとされており、県は、この緊急時モニタリングセンターに参画する。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを実施する。

なお、緊急時モニタリングセンターの設置後は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

3. モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、県災害対策本部）及び対策拠点施設（オフサイトセンター）放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時

モニタリングセンター及び対策拠点施設（オフサイトセンター）放射線班と共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、対策拠点施設（オフサイトセンター）内で共有された評価結果を、関係周辺市その他の市町及び県警察に連絡する等関係者間で共有するものとする。

市は、評価結果の情報収集に努める。

第 6 地震発生時の連絡等

原子力事業者は、原子力事業所が所在する市町村において震度 5 弱以上の地震が観測された場合あるいは原子力事業所に設置されている地震計が震度 5 弱相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設及び設備の点検結果について異常の有無に関わらず、県に連絡される。

県は、上記の連絡により把握した状況等を、その必要性に応じて関係周辺市（長浜市、高島市）及び関係防災機関等に連絡することとされている。市は、県から情報提供・収集を行う。

第 7 複合災害時の情報収集の留意点

複合災害時では、通常の情報連絡手段が機能せず、国及び県等から情報が収集できない事態に陥ることも想定される。そのような場合においても、テレビ・ラジオ等での情報収集、専門家への電話連絡など、市単独でも情報収集するように努める。

第 3 節 災害応急対策体制の確立

第 1 動員体制

1. 動員基準

職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。

段階	配備基準	体制
情報収集事態 【フェーズ 1】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度 5 弱または震度 5 強の地震が発生したとき。 (2) 県から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき 必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。 (3) その他危機・安全管理統括監が警戒配備体制を決定したとき。	準備体制・ 第一号体制
警戒事態 【フェーズ 2】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき (2) 県から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 県から原子力事業者が警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (1) その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部 (警戒体制・ 第二号体制)
施設敷地緊急 事態 【フェーズ 3】 (原災法 10 条) 特定事象	(1) 原子力防災管理者から県に原災法第 10 条に定める通報があり、県が災害対策本部を設置したとき。 (2) 県から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。 (4) 県及び関係周辺市から拠点避難所開設準備の依頼があったとき。 (5) その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部 (第一配備)
全面緊急事態 【フェーズ 4】 (原災法 15 条) 緊急事態宣言	(1) 県から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	災害対策本部 (第二配備)

2. 市災害警戒本部及び災害対策本部体制

原子力災害と大規模自然災害等が複合的に発生した場合（複合災害時）には、原子力災害が単独で発生した場合とは異なり、一般災害への災害応急対策の体制をとる必要がある。そのため、災害応急対策の体制は、基本的には一般災害と同じ本部構成・事務分掌とし、原子力災害固有の事務については、その旨を記して追記する。

(1) 体制基準

区分	体制	配備内容	職員出動基準
災害警戒体制	準備体制	災害情報の収集と警戒体制の準備体制とする。	指定された職員
	第一号体制	全庁的に情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする。	指定された職員
	第二号体制	全庁的に情報連絡及び応急復旧が円滑に行いうる体制とする。	指定された災害関係部署
	災害警戒本部	配備を強化し災害対策本部の設置に備える体制とする。	災害関係部署の約 2/3、その他指定された部署の約 1/2 及び指定された管理職職員
災害対策本部体制	第一配備	全庁体制で応急対策等を行いうる体制とする。	災害関連部署全員、その他部署の 2/3 及び全管理職等（※地震災害は全職員）
	第二配備	全職員等で応急対策等を行いうる体制とする。	全職員（※施設職員は所属長判断）
	特別配備	他団体等の応援等を要する非常事態の体制とする。	全職員

※配備体制は（風水害）に準拠する。

(2) 設置場所

本部 甲賀市役所（甲賀市水口町水口 6053） 3 階 301

※ 本部会議を行う場合、各地域市民センターの本部員は、必要に応じて甲賀市役所（甲賀市水口町水口 6053）に参集すること。

3. 市災害対策本部体制設置各部班の任務分担

＜本部組織＞

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	消防団長、消防長、災害対策本部関係各部長

※複合災害時には、判断の遅れや混乱を防ぐためにも、震災対応は市長、原子力災害は副市長が担うなど、状況に応じて役割分担を行うものとする。

災害対策本部体制事務分掌（原子力災害対策事務）

原子力災害対策事務として、甲賀市地域防災計画A．甲賀市災害時職員初動マニュアルに定める事務分掌に加え、以下の事項を任務分担とする。

部名及び 担当職員	班 名	班長(副班長)	任 務 分 担
総合政策部 部長級職員 次長級職員	総括班	危機管理課長	・屋内退避・避難の指示又は解除に関する事
			・原子力災害に係る知識の普及に関する事
			・原子力災害に特有な資機材の整備に関する事
			・拠点避難所（拠点避難所）の総括管理に関する事
	情報収集班	政策推進課長 (情報政策課長)	・原子力災害に係る情報収集に関する事
市民環境部 部長級職員 次長級職員	環境班	生活環境課長 環境未来都市推進室長	・放射性物質による汚染状況調査等に関する事
			・汚染の除去に関する事
健康福祉部 部長級職員 次長級職員	病院班	信楽中央病院長 (信楽中央病院副院長) (事務長) (医療技術部長) (看護部長)	・（原）原子力災害医療の協力に関する事
産業経済部 部長級職員 次長級職員	物資 調達 配給班	商工労政課長 (農業振興課長)	・農林畜水産物の採取出荷制限に関する事
			・風評被害の軽減に関する事
建設部 部長級職員 次長級職員	道路 河川 対応班	建設管理課長 (建設事業課長)	・放射線に係る立入制限等に関する事
	住宅	住宅建築課長	・拠点避難所（拠点避難所）の開設調整に関する事

	対応班	(都市計画課長)	
上下水道部 部長級職員 次長級職員	上水道班	上水道課長 (上下水道総務課長)	・上水道の摂取制限に関する事
教育委員会 部長級職員 次長級職員	食糧支援班	教育総務課長	・飲食物の摂取制限に関する事
消防部 消防団長 副団長	消防団	各方面隊長 女性消防隊長	・放射線に係る立入制限等に関する事
			・避難誘導に関する事
施設所管課 施設長		施設長	・所管施設の除染に関する事

第 2 情報収集事態【フェーズ 1】における活動体制

1. 警戒配備体制の決定

市は、以下の配備基準において、警戒配備体制を決定する。

- ① 福井県の原子力事業所所在市町において震度 5 弱または震度 5 強の地震が発生したとき。
- ② 県から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき、必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。
- ③ その他危機・安全管理統括監が警戒配備体制を決定したとき。

2. 警戒配備の解除基準

警戒配備体制の廃止は、概ね以下の基準による。

- ① 事故に至るものでないことが確認できたとき。
- ② 原子力事業所の事故が終結したとき。
- ③ 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

3. 業務内容

関係する職員は、それぞれの担当に係る情報の収集を行う。

第 3 警戒事態【フェーズ 2】における活動体制

1. 災害警戒本部の設置基準

市は、以下の配備基準において、災害警戒本部を設置する。

- ① 福井県の原子力事業所所在市町において震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。
- ② 県から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。
- ③ 県から原子力事業者が警戒体制を発令したことの連絡があったとき。
- ④ その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

2. 災害警戒本部体制の解除

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。
- ② 災害対策本部が設置されたとき。

第 4 施設敷地緊急事態【フェーズ 3】における活動体制

1. 災害対策本部の設置基準

市は、以下の配備基準において、災害対策本部を設置する。

- ① 原子力防災管理者から原災法第 10 条に定める通報を受け、県が災害対策本部を設置したとき。
- ② 県から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。
- ③ 福井県又は滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。
- ④ 県及び関係周辺市から拠点避難所開設準備の依頼があったとき。
- ⑤ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

2. 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。

第 5 全面緊急事態【フェーズ 4】における活動体制

国では、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、県においては、災害対策本部を継続することとなっている。

市においても、災害対策本部を継続するものとする。

第 6 専門的支援の要請

1. 専門家に対する支援要請

市は、特定事象の発生等にもなう影響を把握するため、あるいは原子力災害に関する応急対策の検討及び実施にあたって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。

2. 県に対する支援要請

市は、原子力事業者より特定事象発生 of 通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。

第 7 応援要請及び職員の派遣要請等

1. 応援要請

市は、応急対策の実施にあたり、必要に応じ原子力事業者、国、県、他市町村等に対し応援要請を行う。

2. 職員の派遣要請等

市は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、県に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第 8 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

1. 防護対策

市は、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2. 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理の指標

- ① 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。
- ② 救命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、実効線量で 100mSv を上限とする。

(※女性に関しては、胎児保護の観点から被ばくの可能性がある防災業務から除外するなど、適切な配慮が必要である。)

(2) 県への支援要請

市は、県との連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

第4節 市民等への情報伝達・相談活動

第1 市民等への情報伝達活動

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、市民等に対する的確な情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1. 市民に対する情報伝達

市は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項に関するきめ細やかな情報を、国、県、県警察と連携し伝える。

市は、市民等へ的確に情報が伝わるよう、県、県警察と連携し、市情報基盤、防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話のメール、その他実情に即した方法(FAX、市ホームページ等)など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報管理の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

2. 情報伝達の内容

(1) 基本方針

市は、市民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 避難行動要支援者への配慮

市は、周辺市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、要介護者、障がい者、外国人、妊産婦その他の避難行動要支援者の心身の状況に配慮した手段・方法で行う。

(3) 情報伝達内容

- ① 事故・災害等の概況
- ② 災害応急対策の実施状況
- ③ 不安解消のための市民に対する呼びかけ
- ④ 避難住民を受入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ① 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う
- ② 発表内容や時期については、県等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

公式見解をいち早く発表し誤情報の拡散抑制に努める。

第 2 市民等からの問い合わせに対する対応

1. 相談窓口の設置

市は、緊急時には県と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を開設し、必要な要員を配置する。

2. 情報の収集・整理

市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。

第 3 風評被害対策

1. 基本方針

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

2. 留意点

国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、以下のような項目を考慮する。

- ① 商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動
- ② 放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の実施

第 4 複合災害時の市民への情報伝達の留意点

複合災害時では、通常の情報連絡手段が被災、また孤立集落の発生など、市から市民への情報伝達が円滑に行えない事態に陥ることも想定される。そのような場合においても、市民に情報を伝達する手段を確保するために、情報伝達手段の多重化を進めていく必要がある。また、緊急時は、市所有の情報通信手段以外の県や警察、消防、民間企業等の情報伝達手段を活用し、市民に情報伝達するように努める。

第 5 節 退避及び避難計画

第 1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL と防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定める EAL に基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて U P Z 外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、U P Z（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線量率の測定を行い、O I L に基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

別表 1 防護措置基準

O I L と防護措置について（原子力災害対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退域時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	$20 \mu \text{Sv/h}$ (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2)}			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu \text{Sv/h}^{※6}$ (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2)}			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第 2 屋内退避等の措置の実施主体

住民の屋内退避等の措置を講ずるにあたっては、市だけでなく、県等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。

市は、県より屋内避難等の防護対策の指示があった場合には、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示するものとする。

第 3 屋内退避

1. 市がとる措置

(1) 市から市民への伝達

市は、県からの指示を受けたとき又は独自の判断により、屋内退避を決定したときは、速やかに市民、屋内退避区域に所在する市所管の学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。

- ① 市の災害対策本部からの緊急通報であること
- ② 事故の概要
- ③ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- ④ 応急対策の状況及び今後とるべき措置（安定ヨウ素剤の服用等）
- ⑤ 屋内退避措置をとること及び対象地区
- ⑥ 屋内退避にあたっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）
- ⑦ 飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項
- ⑧ その他必要事項

2. 学校、社会福祉施設等の長がとる措置

学校、社会福祉施設等の長は、県及び市の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県及び市と連携を図り、保護者等へ連絡する。

第 6 複合災害時の避難の留意点

複合災害時には、以下に示すような事態が想定され、それらの情報を迅速に把握し、それらの点に留意した対応が必要である。

- ・ 市民が既に自然災害で被災している場合があること
- ・ 被災或いは自然災害の被災者が既に避難するなどして、避難・退避施設が使用できない場合があること
- ・ 避難道路が被災して利用できない場合があること
- ・ 自然災害対応で要員・機材・車両等が不足すること
- ・ 情報が錯綜して混乱が生じる恐れがあること

従って、屋内退避においても家屋が被災した市民に対しては避難所などのコンクリート屋内退避を呼びかけたり、避難については道路状況や車両の手配に時間がかかり、通常に対応では防護対策が間に合わないと考えられる場合には、何よりも被ばくを避ける行動を優先させ、徒歩などで防護対策の必要のない区域まで一時的に移動し、改めて避難するなどの柔軟な対応が必要となる。

第 6 節 安定ヨウ素剤の予防服用

第 1 基本的な考え方

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。

なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と併せて行うこととされている。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用※は一定の割合で発生する可能性が高い。

UPZ 外では、屋内退避や防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、市において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

※ヨウ素過敏症：発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥るおそれ。

甲状腺機能異常症：ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ。

〔安定ヨウ素剤について〕

○平成 27 年 3 月 4 日付「UPZ 外の防護対策について」（原子力規制庁）

東電福島第一原発事故の際に発生したようなプルームの場合には、プルーム通過時の防護措置としては、プルーム中に含まれる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減することが重要となるが、放射性物質の放出に至る事故の様態は必ずしも一定でなく、放出される放射性物質の量や核種組成も事故の様態や放出開始時間などの諸条件によって変化し得る。新規基準で要求しているフィルター付ベント等の格納容器破損防止対策等が一定程度有効に機能する場合なども考慮すると、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくと比べ放射性希ガス類等による外部被ばくが卓越する場合もあると考えられる。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。他方、緊急時においてプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない。

第 7 節 飲料水、飲食物の摂取制限等

第 1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくとともに、水道事業者に対し、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

第 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

市は、県と連携し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取及び出荷制限を行う。また、水道水の摂取制限を行った場合は、県と連携し、市地域防災計画第 7 章第 19 節に定める「給水計画」及び「食料供給計画」に基づき、関係市民への応急措置を講ずる。

なお、琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、放射性物質による琵琶湖水への影響が 10 日間程度残るという影響予測結果を考慮するものとする。

第 8 節 他自治体への支援（避難者受入計画）

第 1 広域避難にともなう市外からの避難者の受入れ

市は、県から災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、広域避難の受入先の要請を受けた場合、避難所の提供、避難者の輸送等の必要な協力活動を、避難地区を包括する市町及び県との緊密な連携のもとに行う。

なお、この場合、市は県と協議のうえ、避難地区を包括する市町に対し、避難所となる施設を示すものとする。

広域避難の受入においては、原子力災害発生時等における避難者の受入に係る指針（平成 28 年 3 月 23 日内閣府（原子力防災担当））に基づき、県及び避難自治体と協議のうえ、あらかじめ本節において受入計画を作成する。

県計画において、県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市及び東近江市を中心に協議を行うこととしていることから、本市としては、長浜市を避難自治体と想定し、その他の避難自治体の場合これに準拠する。計画は、県や長浜市の要請により、関係周辺市である長浜市から避難退避時検査及び被ばく医療の提供を判断するための検査を実施した避難者が、市内に避難等をする場合、かつ、市が地震等により大きな被害を受けていない場合に適用するものとする。また、市民の避難時においてもこの計画に準じ、直近の拠点避難所を避難所として開設することとする。

1. 市及び長浜市との連絡体制

(1) 拠点避難所開設準備の依頼

県から市への全面緊急事態発生情報の連絡をもって、市への拠点避難所開設準備の依頼があったものとする。

(2) 長浜市との通報連絡及び職員派遣

ア長浜市は、国から避難等の防護措置を講じるよう指示された場合等、住民の避難等の実施を決定したときは、県を通じ市に対して拠点避難所開設の依頼を行う。

イ長浜市は、住民の避難等の実施にあたっては、避難者数、避難手段、避難経路等の情報について、随時、県と連携し市に対して連絡をするものとする。

ウ長浜市はできるだけ早期に一時滞在所へ職員を派遣し、県及び市との連絡調整の業務に充てるものとする。

エ市と長浜市との連絡手段

区分	滋賀県	長浜市	甲賀市
一般回線（直通）	077-528-3445	0749-65-6555	0748-69-2103
一般回線（代表）	077-528-6037	0749-62-4111	0748-65-0650
地域衛星専用電話	*6*6-100-7418	*6*6-203-0	6*6-209-0
衛星携帯電話（ワイドスター）			080-2473-3288
衛星携帯電話（イリジウム）			881622487871
衛星携帯電話（アイサイトフ		870-776336724	

オン)		870-776336725	
-----	--	---------------	--

2. 受入拠点（拠点避難所）

（R5.1.1 時点の人口）

長浜市（避難自治体）						甲賀市（受入自治体）			
地区名 1	人口	地区名 2	人口	地区名 3	人口	受入 地域	一時収 容可能 人数	拠点避 難所	ア ク セ ス 路
木之本町	4,056	木之本	4,056	木之本	1,652	甲南	<u>2,541</u>	甲南情報交流センター	新名神 高速道路 甲南 IC
				黒田	889				
				その他	1,515	甲賀	<u>1,515</u>		
高月町	7,949	七郷	1,393	全員	1,393	信楽	<u>1,393</u>	滋賀県立信楽陶芸の森	新名神 高速道路 信楽 IC
		高月	4,924	高月	1,737	水口	<u>1,737</u>	甲賀市水口スポーツの森	名神高速道路 竜王 IC
				その他	3,187	土山	<u>3,187</u>		
		富永	1,632	富永	1,632	信楽	<u>816</u>	滋賀県立信楽陶芸の森	新名神 高速道路 信楽 IC
						水口	<u>816</u>	甲賀市水口スポーツの森	名神高速道路 竜王 IC
				合計	12,005	合計	<u>12,005</u>		

3. 拠点避難所の指定

拠点避難所は、長浜市の住民等が、避難所（旅館、ホテル等含む）に避難するまでの間、一時的に滞在（宿泊）する場所が必要と判断される場合に設置するものであり、市内では、次の公共施設を拠点避難所として指定する。

施設名	所在地	電話番号	一時滞在（宿泊） 可能人数（人）
甲南情報交流センター （忍の里プララ）	甲賀市甲南町竜法師 600 番地	0748-86-1046	650
滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨 2188 番地 7	0748-83-0909	650
甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴 230 番地	0748-62-7529	250

4. 福祉拠点避難所

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホームせせらぎ苑	甲賀市甲南町葛木 855	0748-86-1020
特別養護老人ホーム信楽荘	甲賀市信楽町牧 1159	0748-83-1313
碧水荘デイサービスセンター	甲賀市水口町北内貴 307	0748-62-6841

5. 拠点避難所の避難者受入支援の体制

市は県から拠点避難所の開設準備の依頼があったときは、災害対策本部を設置し、拠点避難所の受入支援体制を配備する。

6. 拠点避難所の開設準備及び開設

1 拠点避難所の開設準備

(1)拠点避難所支援要員の招集

市災害対策本部は、県から「全面緊急事態発生情報」の連絡を受けた場合は、拠点避難所支援要員を招集し、開設準備を指示するとともに、拠点避難所の施設管理者に対して、拠点避難所を開設する旨を伝え、開設にあたっての協力を依頼する。また、開設準備状況について、県を通じ長浜市に連絡するものとする。

(2)拠点避難所開設のための資機材の準備

市災害対策本部は、上記で招集した拠点避難所支援要員をもって、拠点避難所開設に必要な資機材を拠点避難所に搬入するものとする。

(3)受入拠点及び拠点避難所支援要員の編成

班編成		要員数	主要業務
総括班	拠点避難所 （一施設）	2 名	拠点避難所の総括管理 市災害対策本部・拠点避難所との

			連絡、調整
道路河川対応班		6名	拠点避難所の交通整理
環境班		2名	スクリーニングの実施
避難所対策班		6名	避難者の受付 拠点避難所の運営 避難者の割り振り
市民支援班		2名	避難者の誘導
福祉救護班		4名	要配慮者の救護 福祉拠点避難所の案内
物資調達配給班		6名	物資の調達及び配給

2 拠点避難所の開設

市災害対策本部は、県又は長浜市から拠点避難所の開設依頼があった場合、長浜市と連携を図り、避難者の到着予定時刻、避難者数（及び避難行動要支援者数）、避難経路、避難手段等について確認する。この際、県並びに長浜市からの派遣職員との連携に留意する。

7. 避難者の受入手順

避難者の受入手順は、次によるものとする。

(1) 市災害対策本部は、次の業務を行うものとする。

ア 避難者受入支援に関する総括

イ 拠点避難所における受入可能人数の確認

ウ 避難所における受入可能人数の確認

(2) 総括班は、次の業務を行うものとする。

ア 市災害対策本部との連絡・調整

イ 拠点避難所運営の総括

(3) 道路河川対応班は、避難者が拠点避難所に避難してきた場合、指定する駐車場に車両を誘導するものとする。

(4) 避難所におけるスクリーニング検査等

(5) 避難所における空間放射線量の把握

(6) 避難所対策班は、次の業務を行うものとする。

ア 拠点避難所の開設準備及び避難者の拠点避難所での受付

イ 避難者の避難所への案内及び避難所ごとの避難者名簿の作成

ウ 拠点避難所の運営

エ 被災者等の災害相談

(7) 市民支援班は、次の業務を行うものとする。

ア 避難所対策班と連携し、避難者の避難所へ連絡調整

(8)福祉救護班は、次の業務を行うものとする。

- ア福祉拠点避難所の開設準備及び避難者の拠点避難所での受付
- イ要配慮者の福祉避難所への案内及び避難所ごとの避難者名簿の作成
- ウ要配慮者の救援状況の確認

8. 長浜市への引継ぎ

市災害対策本部は、拠点避難所への受入れが完了し、長浜市による拠点避難所での業務体制が整った段階で、避難者の受入事務等に係る業務を長浜市に引き継ぐものとする。

なお、全ての避難者が避難所に移動するまでの間は、拠点避難所における支援を継続するものとする。

9.原子力災害にかかる長浜市広域避難受け入れ避難所

令和 5 年 7 月現在

地域	施設	可住面積	収容人数	小計
水口	水口小学校	730.0	255	2,782
水口	綾野小学校	725.4	253	
水口	城山中学校	1,012.8	353	
水口	岩上体育館	763.0	266	
水口	伴谷小学校	720.0	251	
水口	伴谷東小学校	700.0	244	
水口	柏木小学校	730.0	255	
水口	貴生川小学校	981.8	343	
水口	水口中部コミュニティセンター	77.8	27	
水口	水口スポーツの森（市民スタジアム）	86.0	29	
水口	水口スポーツの森（陸上競技場）	140.0	48	
水口	岩上コミュニティセンター	350.0	122	
水口	宇川会館	232.7	81	
水口	水口中学校	730.0	255	
土山	鮎河コミュニティセンター	179.6	45	3,037
土山	土山コミュニティセンター	418.6	105	
土山	土山中学校	522.8	131	
土山	土山地域市民センター	5,562.0	1,406	
土山	土山開発センター	295.6	71	
土山	土山小学校	973.5	245	
土山	大野小学校	675.0	301	
土山	大野コミュニティセンター	156.4	39	
土山	土山体育館	1,155.0	290	
土山	滋賀県立淡海学園	846	213	
土山	かもしか荘	410	103	
土山	ふるさと生きがいセンター六友館	352	88	
甲賀	甲賀地域市民センター	470.0	107	1,751
甲賀	大原小学校	927.8	210	
甲賀	甲賀中学校	690.0	156	

甲賀	甲賀農村環境改善センター	262.5	59	
甲賀	甲賀共同福祉センター	224.5	50	
甲賀	かふか生涯学習館	780.0	177	
甲賀	甲賀保健センター	300.0	67	
甲賀	油日小学校	670.4	152	
甲賀	佐山小学校	809.4	183	
甲賀	佐山コミュニティセンター	254.5	57	
甲賀	甲賀中央公園体育館	1,155.0	261	
甲賀	甲賀体育館	1,200.0	272	
甲南	甲南図書交流館	165.0	40	2,219
甲南	かえで会館	598.0	145	
甲南	甲南西保育園	113.0	27	
甲南	甲南ふれあいの館	71.3	17	
甲南	甲南青少年研修センター	381.8	92	
甲南	甲南希望ヶ丘保育園	131.0	31	
甲南	甲南中学校	1,448.6	357	
甲南	甲南第一小学校	733.0	178	
甲南	甲南中部小学校	730.0	177	
甲南	甲南情報交流センター (甲南公民館)	459.0	111	
甲南	甲南第二小学校	387.9	94	
甲南	甲南第三小学校	594.0	144	
甲南	甲南体育館	1,121.0	273	
甲南	希望ヶ丘小学校	769.3	187	
甲南	希望ヶ丘コミュニティセンター	240.1	58	
甲南	甲南 B&G 海洋センター	1,183.0	288	
信楽	信楽伝統産業会館	215.0	59	2,216
信楽	信楽開発センター	323.0	88	
信楽	信楽地域市民センター	212.6	58	
信楽	雲井地区農村活性化センター	253.3	69	
信楽	西教育集会所	383.4	105	
信楽	柞原会館	192.5	53	

信楽	朝宮コミュニティセンター	112.7	31	
信楽	多羅尾コミュニティセンター	267.0	73	
信楽	信楽小学校	806.0	222	
信楽	信楽中学校	1,234.7	344	
信楽	信楽図書館	64.2	17	
信楽	雲井小学校	672.0	185	
信楽	信楽体育館	1,280.0	357	
信楽	小原小学校	656.6	180	
信楽	朝宮小学校	672.0	185	
信楽	多羅尾小学校	496.0	136	
信楽	信楽保健センター	198.0	54	
	計	44,945.5	12,005	

※原子力災害にかかる長浜市広域避難受け入れ避難所は、滋賀県の「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画」に準拠します。

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第 2 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後、県、原子力事業者が行う環境放射線モニタリング結果の情報入手に努め、その情報を市民等へ速やかに情報提供する。

第 3 節 影響調査の実施等

市は、県の指示と協力により、必要に応じ災害時における規制措置等により物的損害を受けた市民等の損害賠償等に資するため、農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。また、健康被害の影響調査についても、県と連携して行うものとする。

第 4 節 除染

第 1 除染の実施

市は、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と協力して、放射性物質に汚染された環境を回復するために、放射性物質の除染作業を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成 25 年 5 月）に基づき行う。

第 2 立ち入り制限と治安の維持

市及び県は、放射線量が高い区域に対し安全を確保するため必要に応じて立ち入りを制限する措置を執る。立ち入り制限の実施にあたっては、安全の確保について警察と協議し、万全を期す。

第 3 除去土壌等の処理

市及び県は、除染に伴う除去土壌等の処理に関して、「環境省：除染関係ガイドライン」（平成 25 年 12 月）等を参考にして整備する除去土壌処理計画をもとに、除去土壌等の仮置き、処理を適切に実施する。

第 5 節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第 6 節 心身の健康相談体制の整備

市は、県とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第 7 節 物価の監視

市は、県及び国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに速やかにその結果を公表する。

第 8 節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

市は、各種制限措置の解除について、市民に周知徹底を図る。

第 2 部 放射性物質事故災害対策計画

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき定めた市地域防災計画のうち、原子力発電所事故を除く、放射性同位元素等の規制に関する法律（放射性同位元素等規制法）の対象事業所等の事故による災害対策についてまとめたものである。

放射線及び放射性物質等は、医療及び工業、教育研究等の分野で広く利用されており、市民の健康維持及び科学技術の進歩等に役立っている。市内においても放射線及び放射性物質等は法令に基づいた安全管理の下、日常的に取り扱われている。この計画は、市内において放射線障害が発生又は発生のおそれがある事態となった場合に、市民の生命と財産を守るための予防対策及び応急対策、事後対策について定める。

放射性物質（核燃料物質等含む）の輸送中における放射性物質又は放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。

第 2 節 災害の想定

第 1 市内の放射性物質取扱事業者

市内には、6 箇所に放射性同位元素等規制法の対象事業所が存在する。

＜放射性同位元素等規制防止法の対象事業所＞

No	事業所名	所在地
1	積水化学工業株式会社 滋賀水口工場	甲賀市水口町泉 1259 番地
2	公立 甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256 番地
3	株式会社コーガアイソトープ	甲賀市甲賀町神保 53-6
4	株式会社コーガアイソトープ 第二工場	甲賀市甲賀町鳥居野 121-19
5	有限会社システム防災ミヤジ	甲賀市水口町八田 308
6	近江アサノコンクリート株式会社	甲賀市水口町北泉 2 丁目 41 番地

出典：原子力規制委員会

放射性同位元素等規制法の対象事業所一覧（平成 28 年 3 月 31 日現在）

第 2 対象とする災害

本計画では、次に示す放射線に係る災害を対象とする。

- (ア) 放射性物質等を取り扱う施設（以下、「放射線施設等」という。）又は近隣における火災
- (イ) 地震発生による放射線施設等の損壊及び火災
- (ウ) 救急医療が必要な放射線障害事故
- (エ) 放射性物質等を輸送中の事故
- (オ) 放射性物質等の放置又はばら撒きなどのその他事故

区分	場所	事象	市の主な応急対策
施設火災	施設	・ 施設の火災 ・ 近隣の火災	・ 必要に応じて消火・救助・救急活動を行う ・ 放射線障害に対して市民等の安全を守る
地震		・ 施設の損傷や火災	
放射線障害事故		・ 被ばく者が発生	
輸送事故	輸送中	・ 交通事故等 （火災を含む）	・ 市民等の生活障害を防止及び軽減する
その他	施設外	・ 施設外での放置 ・ ばら撒き など	

第 3 想定される影響

放射線施設等の火災及び地震による被害、救急医療が必要な放射線障害事故、放射性物質等を輸送中の事故、施設外での放射性物質等の放置やばら撒きなどによって、市民等が大量の放射線を浴びたり、放射性物質が環境中に放出されたりすると以下のような放射線障害が発生するおそれがある。

種類	内容例
市民等の健康への影響	・ 大量の放射線を受けると健康に悪い影響が生じる。放射線を受ける経路は以下の 3 通りがある。 ①強い放射線を浴びる。（外部被ばく） ②放射性物質が体表面又は衣服に付着する。（身体表面汚染） ③放射性物質を体内に摂取する。（内部被ばく）
市民生活への影響	・ 災害が拡大して周辺の施設等が放射性物質で汚染された場合、その程度によっては施設等の使用制限が必要となる。 ・ 災害が拡大して農作物及び水道等が放射性物質で汚染された場合、その程度によっては農作物の市場流通及び水道等の安全確認が必要となる。

第 3 節 関係機関の役割

放射性物質事故災害の防災対策は、放射性物質取扱事業者が主体的に取り組むものであるが、災害発生時の事態の重大さを十分に念頭に入れて、放射性物質取扱事業者とともに市・防災関係機関は、相互に役割を明確にして連携しながら、予防対策及び応急対策、事後対策にあたる。

第 1 役割分担の基本的な考え方

- ア 放射性物質事故災害の予防対策及び応急対策、事後対策は、放射性物質取扱事業者が主として務める。
- イ 市は、市民等の安全確保などを主として務め、他の応急対策については、放射性物質取扱事業者が行う対策に協力するものとする。
- ウ 甲賀広域行政組合消防本部は、応急対策のうち消火及び救助・救急活動、応急医療などを主として務める。

第 2 放射性物質取扱事業者の役割

放射性物質取扱事業者の主な役割は、次のとおりである。

名称名	主な役割
放射線物質 取扱事業者	1 放射線災害等についての事前調査に関すること 2 放射線施設内等の管理体制の確立に関すること 3 放射線災害等に備えた防災マニュアル及び資機材の整備に関すること 4 災害発生時における市・防災関係機関との連携体制の確立に関すること 5 災害発生時における他の放射線事業者との相互協力体制の確立に関すること 6 放射線災害等に備えた教育訓練の企画・実施に関すること 7 災害発生時の緊急措置に関すること 8 災害発生時の関係機関への通報連絡に関すること 9 災害情報の収集及び伝達並びに関係機関への情報提供に関すること 10 災害現場における放射線管理に関すること 11 被ばく者に対する応急措置に関すること 12 環境汚染に対する回復、その状況確認及び関係機関への報告に関すること 13 放射性汚染物の保管に関すること 14 事態収拾後の災害調査の実施及び関係機関への報告に関すること

第 3 甲賀市の役割

市の主な役割は、次のとおりである。

部署名	主な役割
総合政策部	1 災害情報の収集及び伝達に関すること 2 災害対応の総合調整に関すること 3 事態収拾後の災害調査報告に関すること 4 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関すること 5 新聞及び放送等による災害広報に関すること 6 市民等の放射線障害に関する問い合わせへの対応に関すること 7 地域内の災害情報の収集及び伝達に関すること 8 災害に係る緊急避難対策に関すること 9 市民等に対する広報に関すること 7 食品及び農作物の放射性物質等による汚染に対する安全確保に関すること 8 事態収拾後の災害調査報告に関すること
市民環境部	1 災害による大気汚染・水質汚染等の状況把握に関すること
建設部	1 輸送事故時等における道路の通行禁止及び制限の措置に係る総合調整並びに周知に関すること
産業経済部	1 食品及び農作物の放射性物質等による汚染に対する安全確保に関すること
上下水道部	1 放射性物質等による汚染に対する水道水の安全確保に関すること 2 放射性物質等による汚染に対する下水道の水質保全に関すること

第 4 甲賀広域行政組合消防本部の役割

甲賀広域行政組合消防本部の主な役割は、次のとおりである。

組織名	主な役割
甲賀広域 行政組合 消防本部	1 放射性物質等の特性及び取り扱い状況把握に関すること 2 放射線事業者に対する防災上の指導に関すること 3 災害時における放射線事業者との連携体制の確立に関すること 4 放射線災害等に係る職員の教育訓練に関すること 5 災害情報の収集及び伝達に関すること 6 災害現場の警戒活動に関すること 7 災害現場における消火・救助・救急活動に関すること 8 被ばく者の受入れ医療機関の調整に関すること 9 放射線障害を含めた負傷者の応急医療に関すること 10 災害現場における消防警戒区域の確保及び区域外への市民等の立ち退きに関すること 11 事態収拾後の災害調査報告に関すること

第 5 防災関係機関の役割

防災関係機関の主な役割は、次のとおりである。

名称	主な役割
原子力規制委員会 (原子力規制庁)	1 放射線障害防止法で規制される放射線事業者に対する指導・監督に関すること 2 災害情報の収集及び伝達に関すること 3 放射線障害を防止するために必要な措置の命令に関すること 4 応急対策終了後における現場の安全確認の監督に関すること 5 事態収拾後の災害調査報告の監督に関すること
厚生労働省	1 医療法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律並びに検査技師法の法令及び安全管理基準等の通知及び助言に関すること 2 災害情報の収集及び伝達に関すること 3 事態収拾後の災害調査報告に関すること
滋賀県	1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく、届出、申請、登録及び監視指導に関すること 2 災害情報の収集及び伝達に関すること 3 監督官庁との連絡・調整に関すること 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること 5 他の市町村及び都道府県、国への広域応援の要請に関すること 6 事態収拾後の災害調査報告に関すること
滋賀県警察	1 災害情報の収集及び伝達に関すること 2 放射性物質等の輸送に関する情報の把握及び提供等に関すること 3 災害現場の警戒活動に関すること 4 市民等の避難誘導及び被災者の救出・救援に関すること 5 危険区域にいる市民等に対する避難の指示及び警告並びに誘導に関すること 6 行方不明者の搜索及び遺体の検視に関すること 7 道路の交通規制等に関すること 8 関係機関が行う応急対策及び事後対策に対する援助に関すること 9 事態収拾後の災害調査報告に関すること
医療機関	1 被ばく者の受入れ及び治療に関すること 2 被ばく以外の負傷者の受入れ及び治療に関すること

第 2 章 災害予防対策

第 1 節 基本方針

放射性物質事故災害の予防対策は、基本的には放射性物質取扱事業者が主体的に取り組んでいる。市は、災害発生時の事態の重大さを十分に念頭に入れて、防災関係機関と連携して、平時から情報の収集・伝達手段を整備するとともに、保安全管理体制の徹底、応急体制の整備を行う。放射性物質は特異な性質を有していること、また放射性物質事故災害の経験が少ないことから、平時から放射性物質に関する教育訓練・市民啓発も併せて取り組む必要がある。

上記の点を踏まえ、災害予防対策として、以下の事項を中心に記載を行う。

- ・ 情報の収集・伝達手段の整備（第 2 節）
- ・ 保安全管理体制の徹底（第 3 節）
- ・ 災害応急体制の整備（第 4 節）
- ・ 教育訓練・市民啓発（第 5 節）

第 2 節 情報の収集・伝達手段の整備

第 1 事故発生時の連絡体制の確立

放射性物質事故が発生した場合、放射性物質取扱事業者等は、放射線障害防止法第 33 条（危険時の措置）に基づき、原子力規制庁や警察官等に通報することになっている。

市は、甲賀広域行政組合消防本部、放射性物質取扱事業者と連携し、事故発生時の連絡体制を予め確立する。

第 2 情報収集・伝達手段の整備

事故発生時の情報収集・伝達手段を確保するために、市情報基盤、市緊急情報ネットワークシステム、有線系・無線系・衛星系システム、ヘリコプター等を利用した情報収集体制の整備を図る。

第 3 節 保安全管理体制の徹底

第 1 安全対策強化の働きかけ

市は、放射性物質取扱事業者に対して、放射性同位元素等による放射線災害の防止に関する法律、医療及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、放射性物質に係る安全対策強化を行うよう求める。

- ア 施設の不燃化等の推進
- イ 放射線による被ばくの予防対策の推進
- ウ 施設等における放射線量の把握
- エ 自衛防災対策の充実
- オ 通報体制の整備
- カ 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
- キ 放射線防護資機材の整備

第 2 協定締結

市（生活環境課）は、放射性物質取扱事業所の事業活動に伴う公害の発生防止や環境負荷の低減を目的とした環境保全協定を締結するものとする。

第 4 節 災害応急体制の整備

第 1 消防活動体制の確立

市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部と連携し、放射性物質事故災害時において、円滑な消防活動が行われるよう、放射線の測定機器等を整備するとともに、放射性物質取扱事業者に対して、消防活動上必要な警防調査を行う。

第 2 収容医療機関の情報収集

市（健康福祉部）及び甲賀広域行政組合消防本部は、治療を要する放射線被ばく者の発生に備え、その受入れについて、収容医療機関の情報を予め把握しておく。

第 5 節 教育訓練・市民啓発

第 1 防災教育の実施

市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、放射性物質事故災害対策に係る職員に対して、放射性物質や放射線に関する一般知識、放射線管理の基本的事項及び市内の放射性物質などの取り扱い状況について教育を行う。

防災教育については、外部機関が実施している研修制度も活用する。

第 2 防災訓練の実施

市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、放射性物質事故災害を想定した訓練を適宜行う。

第 3 啓発活動の実施

市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、市民が放射性物質事故災害に関する正しい知識を得られるように、啓発活動を実施する。

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 基本方針

放射性物質事故災害の応急対策は、放射性物質取扱事業者が主体的に取り組むものである。市は、市民等の安全確保などを主として務め、他の応急対策については、放射性物質取扱事業者が行う対策に協力するものとする。なお、消火及び救助・救急活動、応急医療活動は、甲賀広域行政組合消防本部が行う対策に協力するものとする。

上記の点を踏まえ、災害応急対策として、以下の事項を中心に記載を行う。

- ・ 応急活動体制の確立（第 2 節）
- ・ 市民の安全確保（第 3 節）
- ・ 複合災害時の留意点（第 4 節）
- ・ 地中等から放射性物質が発見された場合の対応（第 5 節）

第 2 節 応急活動体制の確立

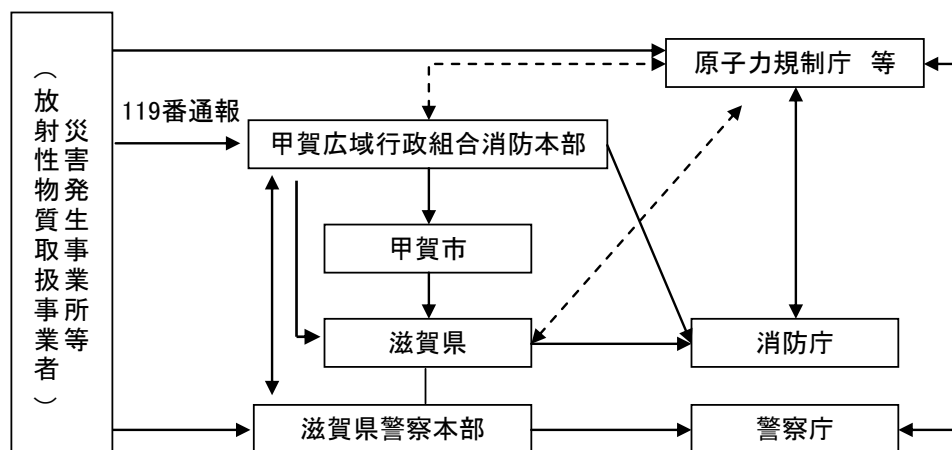
第 1 放射性物質取扱事業者の緊急措置

放射性物質取扱事業者は、施設等において放射線障害が発生した場合、又はその恐れがある場合は、次の緊急措置を実施することになっている。

- (ア) 国(原子力規制庁)、県、市、県警本部、消防本部等、関係機関への通報
- (イ) 放射線量の測定
- (ウ) 汚染区域の設定、立入禁止措置の実施
- (エ) 被ばく者等の救出救助
- (オ) その他災害の状況に応じた必要な措置

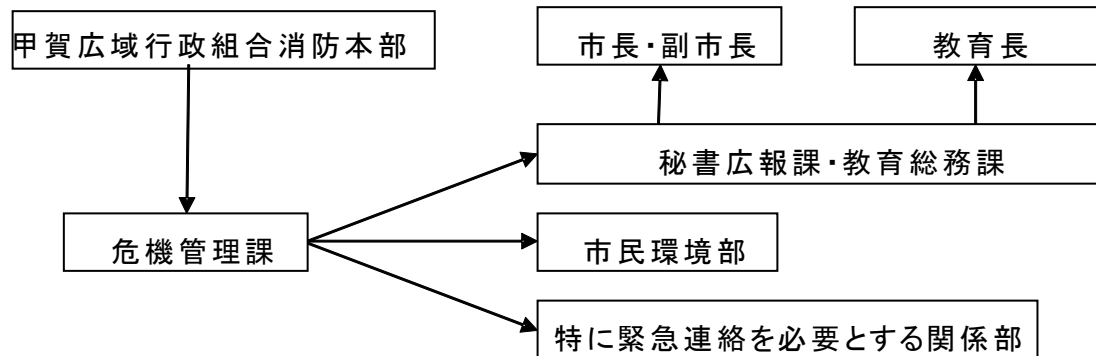
第 2 災害発生時の情報伝達

1. 事故発生時の連絡体制



2. 庁内の連絡体制

事故発生時の庁内の連絡体制は、以下の通りとする。



3. 国・県等への情報伝達

「県防災情報ネットワークシステム」等を利用し、国・県等への計画に基づく情報伝達を行う。

第3 活動体制の確立

1. 放射性物質事故災害警戒本部

(1) 放射性物質事故災害警戒本部の設置

市長は、市内で放射性物質に関する事故の発生の情報を覚知した場合は、必要に応じて「市放射性物質事故災害警戒本部」を設置し、本部会議を開催する。

(2) 構成員

放射性物質事故災害警戒本部の組織及び事務分掌は、地域防災計画（原子力災害対策編）「第1部第3章第3節 災害応急対策体制の確立」を準用する。

(3) 協議事項

本部会議では、次の項目について協議する。

- ・ 災害初期情報の収集
- ・ 事故現場への情報収集先遣隊の派遣
- ・ 安全対策
- ・ 関係機関との連絡調整及び応援要請
- ・ 市民への広報・報道対応など

(4) 現地警戒本部の設置

被災現場での応急対応や市等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地警戒本部」を設置する。

2. 放射性物質事故災害対策本部

(1) 放射性物質事故災害対策本部の設置

市長は、放射性物質事故の発生により重大な災害が発生若しくは発生の恐れがあり、複数の部局にわたって救助・救急、医療、広報等総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合、「市放射性物質事故災害対策本部」を設置する。

※複合災害時には、判断の遅れや混乱を防ぐためにも、震災対応は市長、原子力災害は副市長が担うなど、状況に応じて役割分担を行うものとする。

(2) 構成員

放射性物質事故災害対策本部の組織及び事務分掌は、地域防災計画（原子力災害対策編）「第1部第3章第3節 災害応急対策体制の確立」を準用する。

(3) 協議事項

放射性物質事故災害警戒本部の対策会議の協議事項に同じ。

(4) 現地対策本部の設置

被災現場での応急対応や市役所等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地対策本部」を設置する。

第3節 市民の安全確保

第1 放射線及び放射性物質による汚染の調査等

市は、甲賀広域行政組合消防本部や、放射性物質取扱事業者、状況により現場関係者や県、原子力規制庁、公益社団法人日本アイソトープ協会等と協力の上、検出機を用いて検出作業を行う。その結果等を踏まえ、防御及び汚染防止の方針を決定する。

第2 避難及び立ち入り制限等

1. 立ち入り禁止及び退去命令

市長は、市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、放射線危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対し、「災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）」等に基づき、立ち入りを禁止するとともに、当該区域からの退去を命じる。

2. 避難指示

市長は、市民の安全の確保を期すため、状況により国等の専門家の意見を参考に、放射線警戒区域の居住者、滞在者その他の者に対し、「災害対策基本法第60条（市町村長の避

難の指示等)」に基づき、避難指示を発令する。なお、避難指示の伝達等は、地域防災計画 B. 甲賀市避難情報発令等の判断・伝達マニュアルを準用する。

第 3 市民への広報

市は、放射性物質事故災害が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、直ちに県等に報告するとともに、避難指示を行う必要がある場合は、直ちに、市情報基盤、市緊急情報伝達システム、市防災行政無線、広報車等を活用し、市民へ緊急広報を行う。

また、現場測定結果及び専門機関等への確認の結果等に基づいて、市民生活に影響がないと判断した場合は、市民の不安を軽減するため、速やかに情報を提供する。

第 4 市民等の問い合わせ窓口の設置

市は、市民等の問い合わせ対応のために窓口を設置し、以下の説明・情報提供等を行う。

- ・健康不安を訴えて問い合わせする市民等に対して、医療機関の紹介
- ・災害の概要及び放射線の健康影響等の情報提供

第 5 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、水道水などの放射性物質等による汚染に対する安全性に関して、摂取制限等の必要な措置を行う。

第 4 節 複合災害時の留意点

地震発生時には、放射線施設等において建物の損壊及び装置の移動等に伴う放射性物質等の遮へい性の喪失又は放射性物質等の散逸などによって、放射線障害が発生するおそれがある。また、地震発生時は火災及び要救助者が多発する上、道路通行支障が生じるため、市や防災関係機関の現場到着が遅れることが予想される。したがって、地震時の放射線障害防止においては、放射線事業者はより自主的な対応が求められるとともに、他の放射線事業者が協力・連携して応急対策にあたることが望まれる。

上記のような地震時に放射性物質事故災害が発生する複合災害時において、応急対策に関する留意点を以下に記す。なお、放射性物質事故災害等に係るもの以外の地震時の応急対策については、共通編（地震・風水害・土砂災害編）を適用する。

- (ア) 放射線施設及び周辺において防災活動を行う対策要員は、放射線測定・防護資機材を携帯する。
- (イ) 地震時の放射線施設等における応急対策は、原則として放射線事業者が行う応急対策に協力する。ただし、応急対策に緊急を要する場合は、放射線事業者等から当面実施すべき緊急措置について助言を受けて実施する。
- (ウ) 地震時には現場が混乱するおそれがあるため、市民等が不用意に放射線管理区域に

立ち入ったり、放射性物質等に触れたりすることのないよう、放射線事業者及び警察官等と連携して、現場付近からの市民等の退避や立ち入り制限など安全確保の徹底を図る。

- (エ) 市民等の安全確保に係る対策を必要に応じて実施する。放射線の影響が当該施設等の外へ及ぶおそれがある場合、特に被災市民等が多く集まる避難場所及び医療機関との位置関係を考慮して対策を検討する。

第 5 節 地中等から放射性物質が発見された場合の対応

市内の地中等から放射性物質が発見された場合、無用の被ばくを避けるため、むやみに放射性物質等に近づいたり、触ったりせず、放射線量の測定、立ち入り禁止等の応急措置を行った上で、原子力規制庁に以下の事項を連絡の上、指示を受けるものとする。

【連絡事項】

- ①連絡者の氏名・連絡先
- ②発見日時
- ③発見場所
- ④発見した物質の状態、表示等
- ⑤発見した物質のおよその寸法、重量、材質等
- ⑥放射線の値、測定機器、測定条件
- ⑦発見場所の周囲の状況（住宅の有無など）

【連絡先】

原子力規制庁

原子力災害対策・原子力防災課 事故対処室

電話番号：03-5114-2197

ファクシミリ番号：03-5114-2197

第 4 章 災害事後対策

第 1 節 基本方針

応急対策により事態が収拾した後、災害発生現場が安全であることを確認して、市民生活をできるだけ速やかに通常状態に戻すことが望まれる。

市は、応急対策が終了した後、甲賀広域行政組合消防本部、放射性物質取扱事業者と連携し、災害状況を把握した上で現場の安全確認を行う。放射線障害の発生が認められた場合の安全確認については、文部科学省の指示に従う。

上記の点を踏まえ、災害事後対策として、以下の事項を中心に記載を行う。

- ・ 現場の安全確認（第 2 節）
- ・ 環境汚染の復旧（第 3 節）
- ・ 災害調査報告（第 4 節）

第 2 節 現場の安全確認

第 1 現場の安全確認

放射性物質取扱事業者は、放射線測定及び汚染検査を行い、異常の有無について市及び監督官庁に報告する。なお、施設、資機材等が放射性物質によって汚染された場合、その復旧を行った上、その回復状況を市及び監督官庁に報告する。

市は、上記の情報を総合的に判断して現場の安全確認を行う。ただし、放射線障害の発生が認められた場合の安全確認については、原子力規制庁の指示に従う。

第 2 立入制限等の解除

現場の安全確認の後、放射性物質取扱事業者は、必要に応じて原子力規制庁の指示又は承認を得て、放射線危険区域の解除を行う。現場の安全確認の後、市は、市民等の屋内退避・避難の解除を行う。

第 3 節 環境汚染の復旧

第 1 環境汚染の復旧確認

放射性物質事故災害においては、施設、資機材等が放射性物質によって汚染されることが考えられる。これらの環境汚染が発生した場合、放射性物質取扱事業者が汚染の復旧を行い、市及び防災関係機関への報告を行う。

市は、放射性物質取扱事業者からの報告を受けるとともに、その復旧状況を確認する。

第 2 汚染物の一時保管・処理

放射性物質事故災害においては、放射性物質による汚染物が発生することが予想される。これらの汚染物は、放射性物質取扱事業者が一時保管・処理等を行う。

第 4 節 災害調査報告

放射性物質取扱事業者は、災害の発生原因、応急対策の実績、環境の復旧状況、再発防止策などを調査報告書にとりまとめ、市及び監督官庁に報告する。

市は、調査報告書を確認し、必要に応じて市民等へ公開する。

参考資料

参考資料 1 原子力災害の基礎知識

第 1 用語集

用語	説明
あ	
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
EAL（緊急時対応レベル:Emergency Action Level）	緊急時対応レベルのこと。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。
OIL（運用上の介入レベル:Operational Intervention Level）	防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OIL は、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、OIL に基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常的生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。
屋内退避及び避難等に関する指標	原子力災害発生時の防護対策である屋内退避及び避難のための予測線量をいう。「屋内退避及び避難等に関する指標」が旧原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）に示されている。これらの値は、急性の放射線障害を起こさないことを基本とし、対策実施による被ばく低減効果と日常生活にもたらす不利益などを考慮して決められたものである。数値に幅を持たせているのは、対策の実施に柔軟性を持たせていることと、対策をとる地域内で場所により予測線量が異なることなどによるものである。
か	
外部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。

	外部被ばくの例として、レントゲン撮影のとき X 線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。
過酷事故	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。
環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。
空間線量率 (空気吸収線量率)	目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位は Gy/h (グレイ/時) で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的に n Gy/h (ナノグレイ/時) 及び μ Sv/h (マイクロシーベルト/時) である。
グレイ (Gy)	グレイは、放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1 グレイは、放射線を受けた物体 1 キログラムあたり 1 ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質 (人体を含む) に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。
原子力災害合同対策協議会	大量の放射性物質が異常に放出されるような緊急事態が発生した場合には、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設 (オフサイトセンター) に「原子力災害合同対策協議会」を組織する。原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。
原子力災害対策特別措置法	1999 年 9 月 30 日に起きた JC0 臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化をはかるために 1999 年 12 月 17 日に制定され、2000 年 6 月 16 日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。 1. 迅速な初期動作の確保 2. 国と地方公共団体の有機的な連携の確保 3. 国の緊急時対応体制の強化 4. 原子力事業者の責務 また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。
原子力防災管理者	原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第 9 条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事及び市町村長に通報しなければならない。また、原子

	力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。
原子力防災専門官	原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第 30 条の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、文部科学省又は経済産業省の職員として、文部科学省又は経済産業省が指定した原子力事業所の所在する緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に常駐し、原子力事業所に係る業務を担当する。平常時業務においては、原子力事業者の防災業務計画の策定及び原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備及び予測機器などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている。
さ	
災害対策基本法	1961 年（昭和 36 年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めることを求めている。災害は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、又は大規模な火災、爆発及びこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 $\text{実効線量 (Sv)} = \sum (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$
重大事故	原子力発電所の立地条件の適否を判断するための「原子炉立地審査指針」において、敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護設備等を考慮し、技術的見地から見て、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる事故を重大事故と定義し、この重大事故の発生を仮定しても、周辺住民に放射線障害を与えないように設計することを定めている。
線量	吸収線量、実効線量などの総称。
た	
等価線量	等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト（Sv）である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

	等価線量 (Sv) = 吸収線量 (Gy) × 放射線荷重係数
特定事象	特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定する次の基準又は施設の異常事象のことをいう。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量率か $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
な	
内部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取り込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。
は	
PAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）	重篤な確定的影響のリスクを低減するため、緊急防護措置を取る準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEA の国際基準において、PAZ は 3～5 km（5 km が推奨）としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね 5 km」とする。
被ばく経路	原子力施設から放出される放射性物質が直接又は間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線又はベータ線により外部被ばくをもたらす、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。
ベクレル (Bq)	放射能の能力を表す単位のこと。1 ベクレルは、1 秒間に 1 個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。
放射性物質	放射線を出す性質（能力）を放射能といい、放射能をもっている原子（放射線核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルームという。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出された X 線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
放射能	原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル (Bq) で表す。
や	
予測線量	予測線量とは、放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更さ

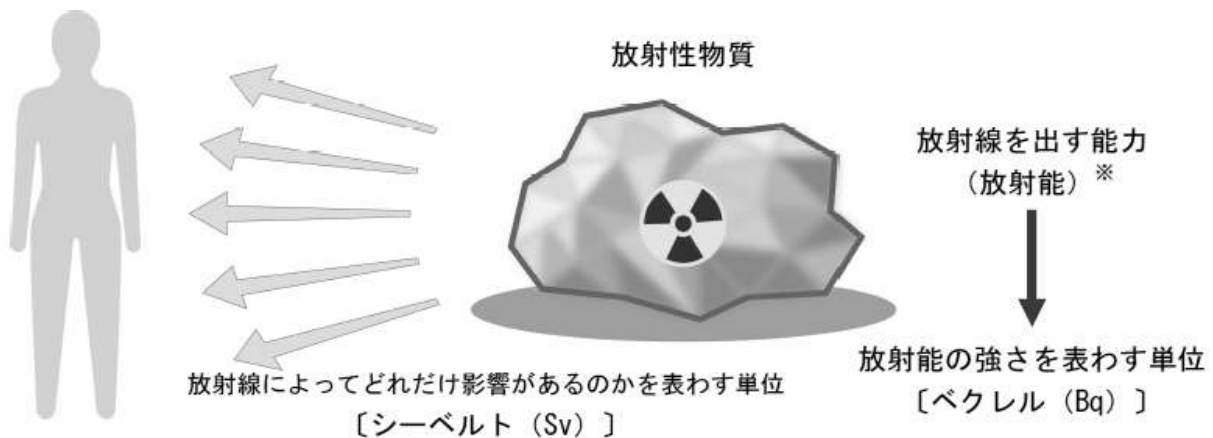
	れることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。
--	---

参考：県地域防災計画（原子力災害対策編）

第 2 放射線に関する基礎知識

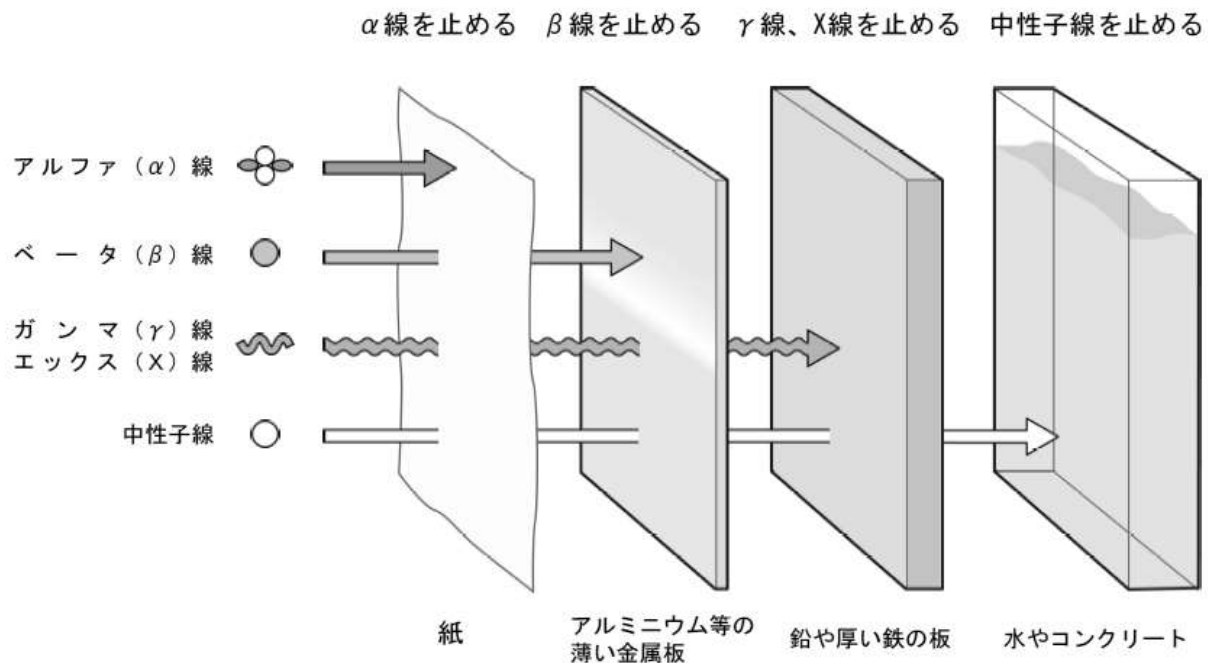
1. 放射線に関する単位

名 称	単 位 名 (記 号)	定 義
放射能の単位 国際単位系 (SI)		
放射能	ベクレル (Bq)	1 秒間に原子核が崩壊する数を表す単位
放射線量の単位 国際単位系 (SI)		
吸収線量	グレイ (Gy)	放射線のエネルギーがどれだけ物質（人体を含むすべての物質）に吸収されたかを表す単位 1Gyは 1kgあたり 1 ジュールのエネルギー吸収があったときの線量
線 量	シーベルト (Sv)	放射線によってどれだけ影響があるかを表す単位 (1シーベルト=1000ミリシーベルト)
エネルギーの単位		
エネルギー	エレクトロンボルト/ 電子ボルト (eV)	放射線等のエネルギーを表す単位 (1eV=1.6×10 ⁻¹⁹ J)



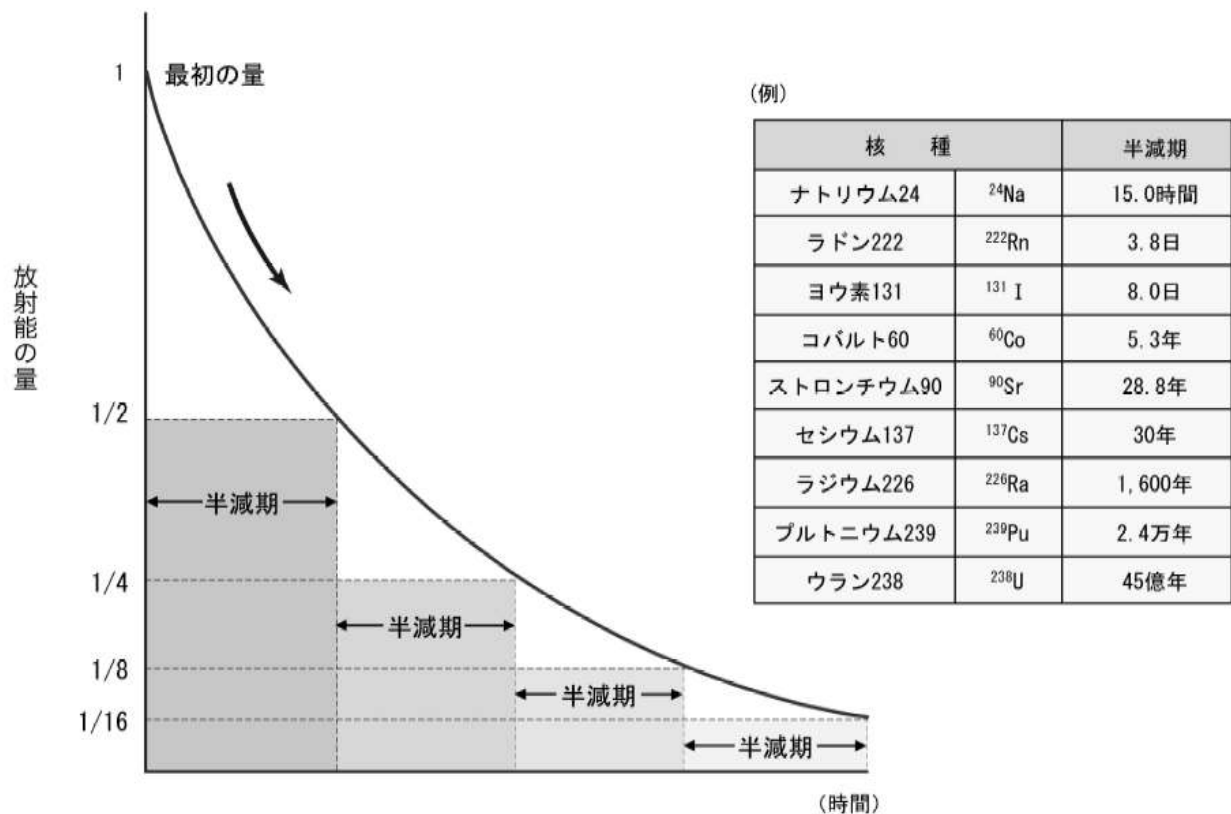
出典：原子力・エネルギー図面集 2011（電気事業連合会）

2. 放射線の種類と浸透力



出典：原子力・エネルギー図面集 2011（電気事業連合会）

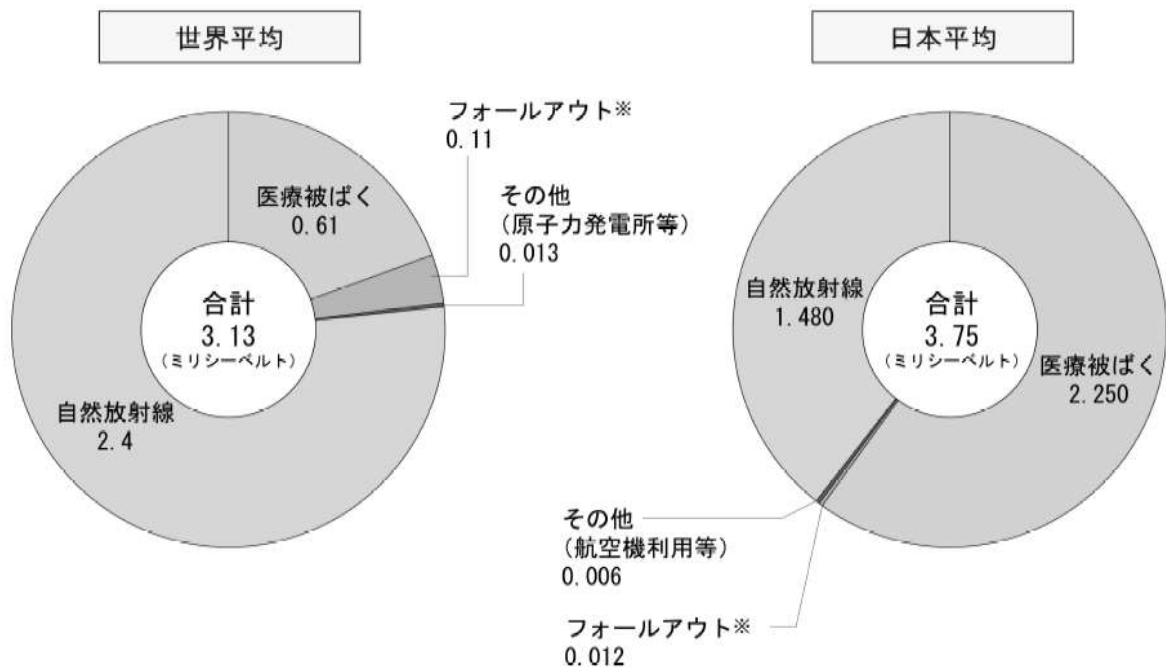
3. 核種の違いによる放射能の減り方



出典：原子力・エネルギー図面集 2011（電気事業連合会）

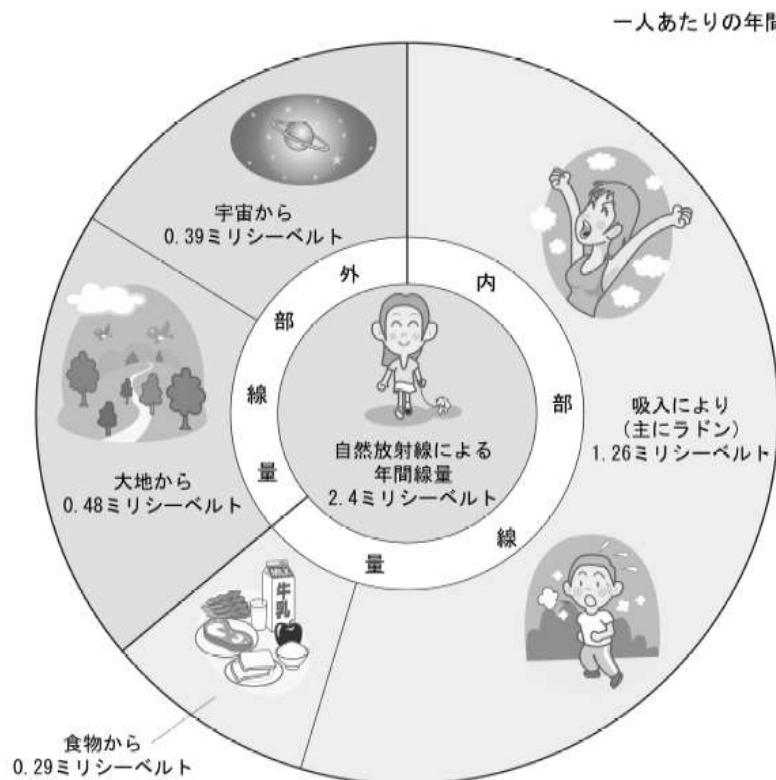
第2 自然及び人工放射線源から受ける一人あたり年間線量

1. 自然及び人工放射線源から受ける一人あたり年間線量



出典：原子力・エネルギー図面集 2011（電気事業連合会）

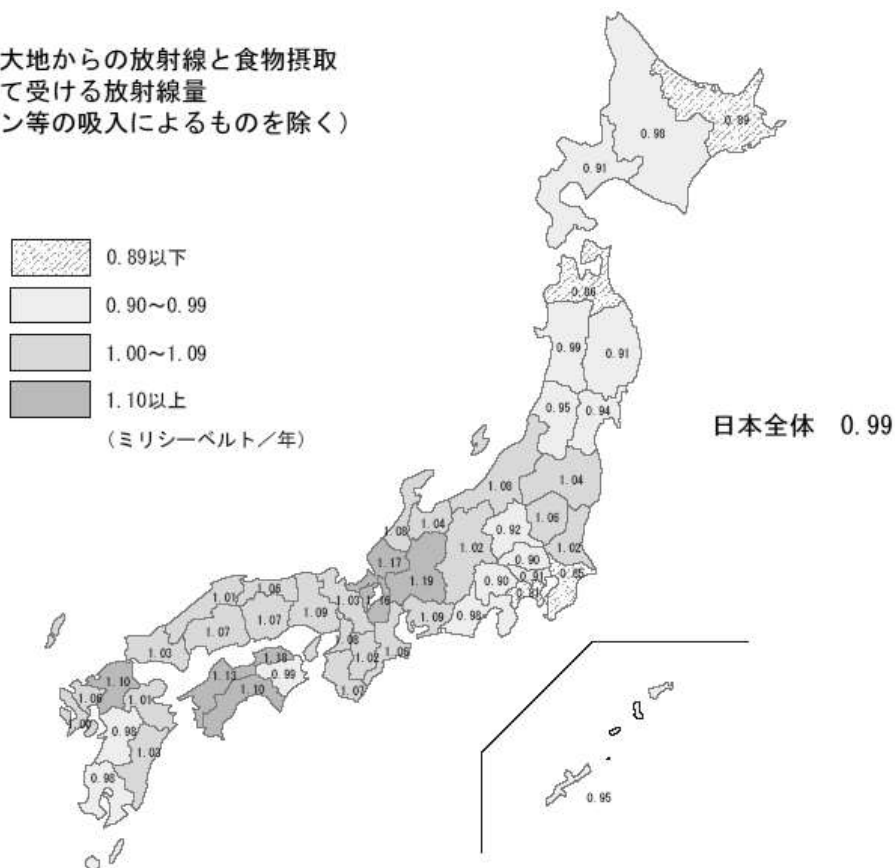
2. 自然放射線から受ける線量（世界平均）



出典：原子力・エネルギー図面集 2011（電気事業連合会）

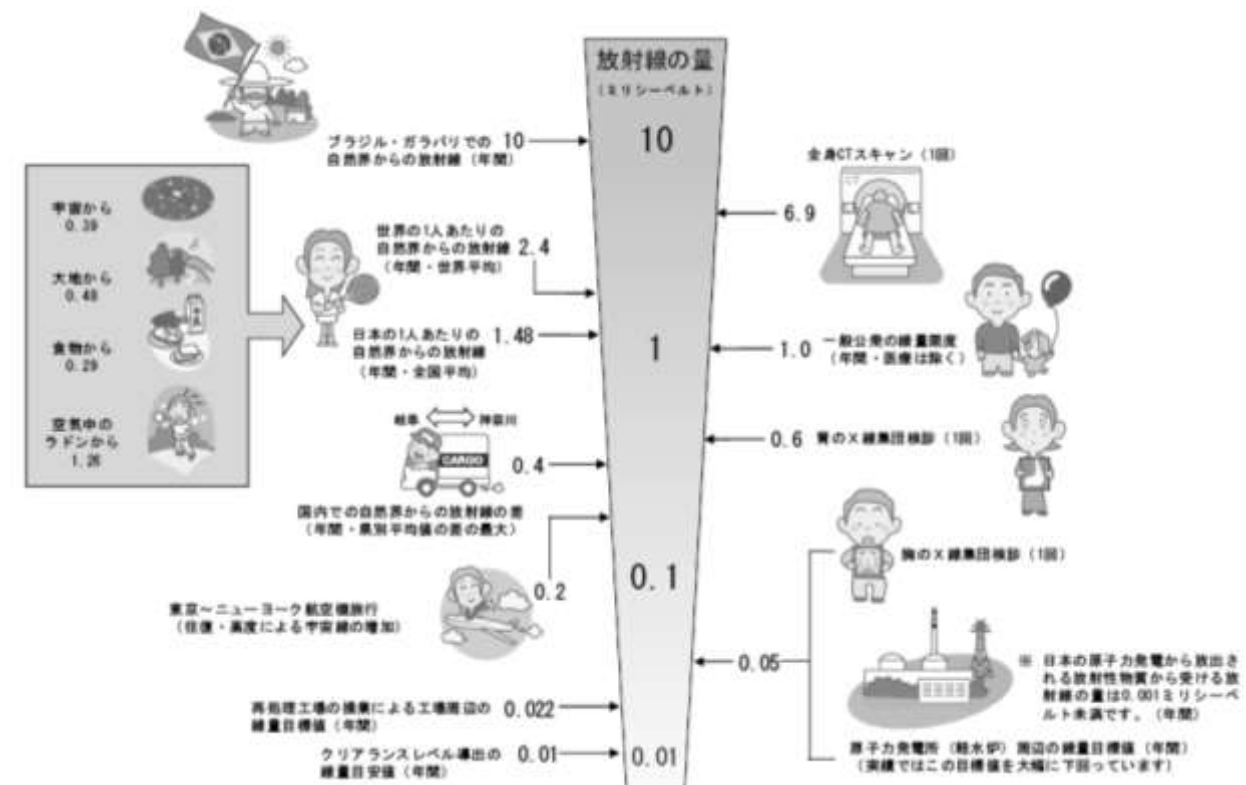
3. 日本全国の自然界からの放射線量

宇宙、大地からの放射線と食物摂取
によって受ける放射線量
(ラドン等の吸入によるものを除く)



出典：原子力・エネルギー図面集 2011（電気事業連合会）

4. 日常生活と放射線



出典：原子力・エネルギー図面集 2011（電気事業連合会）

5. 体内、食物中の自然放射性物質

●体内の放射性物質の量

(体重60kgの日本人の場合)

カリウム40	4,000ベクレル
炭素14	2,500ベクレル
ルビジウム87	500ベクレル
鉛210・ポロニウム210	20ベクレル

●食物中のカリウム40の放射能量 (日本)

(単位: ベクレル/kg)

			
干しこんぶ 2,000	干しいたけ 700	ポテトチップ 400	
			
生わかめ 200	ほうれん草 200	魚 100	牛肉 100
			
牛乳 50	食パン 30	米 30	ビール 10

出典: 原子力・エネルギー図面集 2011 (電気事業連合会)

参考資料 2 飲食物摂取制限に関する指標

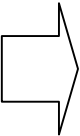
第 1 平成 24 年 4 月厚生労働省発表基準

基準値の見直しの内容(新基準値は平成24年4月施行。一部品目については経過措置を適用。)

○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳幼児食品	50

単位:ベクレル

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

参照：厚生労働省 HP

平成 24 年 12 月作成
平成 29 年 5 月改定
令和 2 年 2 月改定
令和 3 年 2 月改定
令和 4 年 3 月改定
令和 5 年 7 月改定
令和 6 年 3 月改定

甲賀市地域防災計画

(原子力災害対策編)

編集発行 甲賀市防災会議（甲賀市危機管理課）
